

昭和二十二年法律第三百三十二条

農業協同組合法
目次

| | |
|---|--|
| 第一編 農業協同組合法 | 第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会 |
| 第一節 通則（第一条・第二条） | 第一節 事業（第十一条・第十五条の五十二） |
| 第二節 第二節 共済契約に係る契約条件の変更（第三十三条） | 第三節 共済契約に係る契約条件の変更（第十五条の五十二） |
| 第五節 組合員及び会員（第十二条・第二十条） | 第四節 子会社等（第十一条の六十四・第十五条の六十九） |
| 第六節 管理（第二十八条・第五十四条の五） | 第五節 設立（第五十五条・第六十三条の二） |
| 第七節 解散、合併、新設分割及び清算（第六十四条・第七十二条の三） | 第八節 合規（第七十二条の四・第七十二条の九） |
| 第三章 農事組合法人 | 第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会 |
| 第一節 通則（第七十二条の四・第七十二条の九） | 第一節 通則 |
| 第二節 事業（第七十二条の十・第七十二条の十二） | 第三条 農業協同組合又は農業協同組合連合会 |
| 第三節 組合員、管理、設立、解散、合併及び清算（第七十二条の十三・第七十七条） | 第四条 農業協同組合及び農業協同組合連合会 |
| 第四節 一般社団法人への組織変更（第七十一条・第七十六条） | 第五条 農業協同組合又は農業協同組合連合会 |
| 第五節 消費生活協同組合への組織変更（第八十一条・第八十六条） | 第六条 農業の共同化その他の農業労働の効率の増進に関する施設 |
| 第六節 医療法人への組織変更（第八十七条） | 第七条 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理 |
| 第五章 特定信用事業代理業（第九十二条の二・第九十二条の五） | 第八条 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売 |
| 第六章 指定紛争解決機関（第九十二条の六・第九十二条の九） | 第九条 農村工業に関する施設 |
| 第七章 監督（第九十三条・第九十六条） | 第十条 共済に関する施設 |
| 第八章 雜則（第九十七条・第九十八条） | 第十一条 医療に関する施設 |

| | |
|-------------------------|---|
| 第九章 嘲則（第九十九条・第一百三条） | 第一章 総則 |
| 第十章 没収に関する手続等の特例（第一百四条） | 第二条 この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的・社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。 |
| 第十一章 第一百六条 | 第三条 この法律において「農業者」とは、農民又は農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が三百人を超えるか、その資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人を除く。）をいう。 |
| 第十二章 第一百六十四条 | この法律において「農民」とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。 |
| 第十三章 第一百六十五条 | この法律において「農業」とは、耕作、養畜又は養蚕の業務（これらに付随する業務を含む。）をいう。 |
| 第十四章 第一百六十六条 | 自ら前項に掲げる業務を営み、又はこれに從事する者が行う薪炭生産の業務（これに付随する業務を含む。）は、この法律の適用については、農業とみなす。 |
| 第十五章 第一百六十七条 | 合規 |
| 第十六章 第一百六十八条 | 第一節 通則 |
| 第十七章 第一百六十九条 | 第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会 |
| 第十八章 第一百七十条 | 第三条 農業協同組合又は農業協同組合連合会は、その名称中に農業協同組合又は農業協同組合連合会という文字を用いなければならない。 |
| 第十九章 第一百七十二条 | 第四条 農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、法人とする。 |
| 第二十章 第一百七十三条 | 第五条 組合が、その事業の利用分量の割合に応じて行つた剰余金の配当（第七条第三項において「事業利用分量配当」という。）に相当する金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。 |
| 第二十一章 第一百七十四条 | 第六条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。 |
| 第二十二章 第一百七十五条 | 第七条 組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする。 |
| 第二十三章 第一百七十六条 | 組合は、その事業を行うに当たつては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。 |

| | |
|---------------|---|
| 第二十四章 第一百七十七条 | 組合員又は会員に出資をする者の組合（以下「出資組合」という。）は、前項の事業のほか、組合員（農業協同組合連合会にあつては、その組合員）の委託を受けて行う農業の経営の事業を行なうことができる。 |
| 第二十五章 第一百七十八条 | 附則 |
| 第二十六章 第一百七十九条 | 第一条 この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的・社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。 |
| 第二十七章 第一百八十一条 | 第二条 この法律は、私的の占有の禁止及び公正取引を確保しつつ事業の成長発展を図るために投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない。 |
| 第二十八章 第一百八十二条 | 第三条 この法律は、私的の占有の禁止及び公正取引を確保する法律（昭和二十二年法律第五十四号以下「私的の占有禁止法」という。）の適用については、これを私的の占有禁止法第二十二条一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。 |
| 第二十九章 第一百八十三条 | 第四条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。 |
| 第三十章 第一百八十四条 | 第五条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 |
| 第三十一章 第一百八十五条 | 一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）の委託を受けて行う農業の経営の事業を行なうことができる。 |
| 第三十二章 第一百八十六条 | 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け |
| 第三十三章 第一百八十七条 | 三 組合員の貯金又は定期積金の受け入れ |
| 第三十四章 第一百八十八条 | 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 |
| 第三十五章 第一百八十九条 | 五 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置 |
| 第三十六章 第一百九十条 | 六 農作業の共同化その他の農業労働の効率の増進に関する施設 |
| 第三十七章 第一百九十二条 | 七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理 |
| 第三十八章 第一百九十三条 | 八 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売 |
| 第三十九章 第一百九十四条 | 九 農村工業に関する施設 |
| 第四十章 第一百九十五条 | 十 共済に関する施設 |
| 第四十一章 第一百九十六条 | 十一 医療に関する施設 |
| 第四十二章 第一百九十七条 | 十二 老人の福祉に関する施設 |
| 第四十三章 第一百九十八条 | 十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設 |
| 第四十四章 第一百九十九条 | 十四 組合員の経済的地位の改善のために対する团体協約の締結 |

| | |
|---------------|---|
| 第五十章 第一百九十九条 | 組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業的的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもつて、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るために投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない。 |
| 第五十一章 第二百一十条 | 組合は、私的の占有の禁止及び公正取引を確保する法律（昭和二十二年法律第五十四号以下「私的の占有禁止法」という。）の適用については、これを私的の占有禁止法第二十二条一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。 |
| 第五十二章 第二百一十一条 | 第五十二条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。 |
| 第五十三章 第二百一十二条 | 第五十三条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 |
| 第五十四章 第二百一十三条 | 一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）の委託を受けて行う農業の経営の事業を行なうことができる。 |
| 第五十五章 第二百一十四条 | 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け |
| 第五十六章 第二百一十五条 | 三 組合員の貯金又は定期積金の受け入れ |
| 第五十七章 第二百一十六条 | 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 |
| 第五十八章 第二百一十七条 | 五 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置 |
| 第五十九章 第二百一十八条 | 六 農作業の共同化その他の農業労働の効率の増進に関する施設 |
| 第六十章 第二百一十九条 | 七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理 |
| 第六十一章 第二百二十条 | 八 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売 |
| 第六十二章 第二百二十二条 | 九 農村工業に関する施設 |
| 第六十三章 第二百二十三条 | 十 共済に関する施設 |
| 第六十四章 第二百二十四条 | 十一 医療に関する施設 |
| 第六十五章 第二百二十五条 | 十二 老人の福祉に関する施設 |
| 第六十六章 第二百二十六条 | 十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設 |
| 第六十七章 第二百二十七条 | 十四 組合員の経游地位の改善のために対する团体協約の締結 |

該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。)の事業
第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
 一 手形の割引
 二 為替取引
 三 債務の保証又は手形の引受け
 四 有価証券(第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号の二及び第七号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(書面取次ぎ行為に限る。)
 五 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この号において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
 六 金銭債権(譲渡性貯金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡
 七 有価証券の私募の取扱い
 八 農林中央金庫その他主務大臣が定める者(外国の法令に準拠して外国において銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二款による)の事業

項に規定する銀行業を営む者(同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。次号及び第十一条の十二において「外国銀行」という。)の業務(同号の事業に該当するものに限る。)の代理又は媒介(主務大臣が定めたものに限る。)
 八の二 外國銀行の業務の代理又は媒介(外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介を除く。)の業務(同号の事業に該当するものを除く。)の代理又は媒介(主務大臣が定めたものに限る。)
 九 地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 十一 両替
 十二 店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。)であつて主務省令で定めるもののうち、第六号の事業に該当するもの以外のもの
 十二の二 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるもの
 十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定期量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律百十七号)第二条第七項に規定する算定期量その他のこれに類似するものをいう。次項第七号において同じ。)の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち第一項第三号の事業を行つた組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの(第六号及び第十二号の事業に該当するものを除く。)又は代理(第十二号の二の事業に該当するもの(第六号及び第十二号の事業に該当するものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い)
 六の三 短期社債等の取得又は譲渡

項に規定する銀行業を営む者(同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。次号及び第十一条の十二において「外国銀行」という。)の業務(同号の事業に該当するものに限る。)の代理又は媒介(主務大臣が定めたものに限る。)
 八の二 外國銀行の業務の代理又は媒介(外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介を除く。)の業務(同号の事業に該当するものを除く。)の代理又は媒介(主務大臣が定めたものに限る。)
 九 地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 十一 両替
 十二 店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。)であつて主務省令で定めるもののうち、第六号の事業に該当するもの以外のもの
 十二の二 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるもの
 十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定期量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律百十七号)第二条第七項に規定する算定期量その他のこれに類似するものをいう。次項第七号において同じ。)の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち第一項第三号の事業を行つた組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの(第六号及び第十二号の事業に該当するものを除く。)又は代理(第十二号の二の事業に該当するもの(第六号及び第十二号の事業に該当するものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い)
 六の三 短期社債等の取得又は譲渡

項に規定する銀行業を営む者(同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。次号及び第十一条の十二において「外国銀行」という。)の業務(同号の事業に該当するものに限る。)の代理又は媒介(主務大臣が定めたものに限る。)
 八の二 外國銀行の業務の代理又は媒介(外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介を除く。)の業務(同号の事業に該当するものを除く。)の代理又は媒介(主務大臣が定めたものに限る。)
 九 地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 十一 両替
 十二 店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。)であつて主務省令で定めるもののうち、第六号の事業に該当するもの以外のもの
 十二の二 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるもの
 十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定期量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律百十七号)第二条第七項に規定する算定期量その他のこれに類似するものをいう。次項第七号において同じ。)の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち第一項第三号の事業を行つた組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの(第六号及び第十二号の事業に該当するものを除く。)又は代理(第十二号の二の事業に該当するもの(第六号及び第十二号の事業に該当するものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い)
 六の三 短期社債等の取得又は譲渡

組合は、前項の主務省令で定める事項に係る
信用事業規程の変更をしたときは、遅滞なく、
その旨を行政庁に届け出なければならない。

の事業を行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 当該組合の保有する資産等に照らし当該組合の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 当該組合及びその子会社その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社の保有する資産等に照らし当該組合及び当該特殊の関係のある会社の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

三 当該組合の剰余金の処分の方法が適当であるかどうかの基準

前項第二号の「子会社」とは、組合がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項）ができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条、第四節及び第一百一条第一項第二十三号において同じ。）をいう。以下同じ。」の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。）

前項の場合において、組合又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社が指図を行うことができるものに限る。）その他農林水産省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（農林水産省令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律第一百四十七条第一項又は第一百四十四

第十一條の四

第十条第一項第三号の事業を行ふ
一 第十条第一項第三号の事業を行う
い株式に係る議決権を含むものとす
の規定により発行者に対抗すること
自己の名義をもつて、他人に資金の貸
若しくは定期積金の受入れ、手形の
爲替取引の事業を行わせてはならな

組合は、信用事業に関して、次に掲げる行為（次条に規定する特定貯金等契約の締結の事業に関する行為を除く。）をしてはならない。

一　利用者に対し虚偽のことを告げる行為

二　利用者に対して、不確実な事項につき説明・確定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三　利用者に対して、当該組合又は当該組合の特定関係者（当該組合の子会社（第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、当該組合を所属組合（第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。第十一条の第十第一項において同じ。）とする特定信用事業代理業者（第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。第十一条の第十第一項において同じ。）その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者をいう。第十一条の九において同じ。）その他当該組合と主務省令で定める密接な関係を有する者の當む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、利用者の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第十一條の五 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四

十条の二から第四十条の七までを除く。)及び同法第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、第十条第一項第三号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約(特定貯金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の受入れを内容とする契約をいう。第九十二条の五において同じ。)の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定貯金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定貯金等契約の締結の事業」と、これらの規定(同法第十九条第三項本文の規定を除く。)中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行ふことを内容とする契約」とあるのは「農業協同組合法第十二条の五に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者(以下この項目において「貯金者等」という。)の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬい」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)におけるのは「特定貯金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合において同じ。)とあるのは「利用者」と、

第十一條の六

組合は、貯金又は定期積金の受け入れ（特定貯金等の受け入れを除く。）に關し、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項及び第九十二条の五の二第二項第二号において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、貯金又は定期積金に係る契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

前条及び前項並びに他の法律に定めるもののはか、同項の組合は、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならぬ。

第十一條の七 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならぬ。

一 指定信用事業等紛争解決機関（第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。）

第十一条の七

用事業等紛争解決機関（第九十二条）項に規定する指定信用事業等紛争解
いう。以下この条において同じ。）

が存在する場合 一の指定信用事業等紛争解決機関との間で信用事業等（第九十二条の六第五項第二号に規定する信用事業等）をいう。次号において同じ。）に係る手続実施基本契約（同条第一項第八号に規定する手續実施基本契約をいう。第三項並びに第十三条の三十一項第一号及び第三項において同じ。）を締結する措置

二 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 苦情処理措置 利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として主務省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

二 紛争解決措置 利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律五百十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。第十三条の三十第二項第二号において同じ。）により図ること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

第一項第一号に掲げる場合には該当していた期間として主務大臣が定める期間

二 第一条第二号に掲げる場合に該当していた期間において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第九十二条の六第六項の規定による指定信用事業等紛争解決機関の指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

三 第一条第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第九十二条の六第六項の規定による指定信用事業等紛争解決機関の指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

二 信用の供与等を行ふ組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該組合の信用の供与等の額とみなす。

いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、第一項の組合の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（法人が他の法人と共にしてする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

前項の組合が子会社で主務省令で定める会社以外のものその他の当該組合と主務省令で定めた特定関係ある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める

区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。

二 第十一条の八 第十条第一項第三号の事業を行う組合の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（法人が他の法人と共にしてする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

前項の組合が子会社で主務省令で定める会社以外のものその他の当該組合と主務省令で定めた特定関係ある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める

一 当該特定関係者との間又は当該特定関係者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該組合の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして農林水産省令で定める取引又は行為

二 第十一条の十 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、当該組合、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務（同項第二号又は第三号の事業、第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業その他の主務省令で定める事業又は業務に限る。）に係る利用者又は顧客の利益が不適に害されることのないよう、主務省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

二 第十一条の十一 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合は、信用事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

二 第十一条の十二 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、同条第六項第八号の二の事業を行おうとするときは、当該事業の委託を受けける旨の契約の相手方である外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならぬ。

二 第十一条の十三 第十条第一項第八号の保管の事業を行う組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

二 第十一条の十四 第十条第一項第八号の保管の事業を行う組合は、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

二 第十一条の十五 第十条第一項第八号の保管の事業を行う組合が発行する同項の倉荷証券については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百一条から第六百八条まで、

第六百十三条及び第六百十四条の規定を準用する。

第一項の許可を受けた組合については、倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第八条第一項及び第二項、第十二条（第二十二条並びに第二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第八条第一項中「その実施前に、国土交通大臣」とあり、及び同条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第十二条第一項中「第六条第一項第四号の基準」とあるのは「主務省令で定める基準」と、同条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と、「第六条第一項第四号の基準」とあるのは「主務省令で定める基準」と、同法第二十条及び第二十七条第一項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第一項及び第四項から前項までの規定に反するため、次に掲げる額を用いて、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として共済金、返戻金その他の給付金（第九十二条の六第五項第三号を除き、以下「共済金等」という。）の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額の合計額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として農林水産省令で定めるところにより計算した額

第十一條の十九 第十条第一項第十号の事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は当該組合と共に締結した共済契約者（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

一 申込者等が、農林水産省令で定めるところにより、共済契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して八日を経過したとき。

二 当該共済契約の共済期間が一年以下であるとき。

第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、同項の規定による共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金として農林水産省令で定める金額については、この限りでない。

第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対して、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、当該共済契約に係る共済掛金の前払として受領した金銭のうち前項ただし書の農林水産省令で定める金額については、この限りでない。

共済代理店は、共済契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

共済代理店は、第一項の組合に共済契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償の支払その他の金銭の支払をした場合において、当該支払に伴う損害賠償の支払その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に對し、請求することができない。

第一項及び第四項から前項までの規定は、第十一條の二十七に規定する特定共済契約の締結に關しては、適用しない。

共済代理店は、共済契約の締結の代理又は媒介を行おうとするときは、あらかじめ、利用者に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 当該共済代理店に共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託した組合の名称

第一項の許可を受けた組合については、倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第八条第一項及び第二項、第十二条（第二十二条並びに第二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第八条第一項中「その実施前に、国土交通大臣」とあり、及び同条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第十二条第一項中「第六条第一項第四号の基準」とあるのは「主務省令で定める基準」と、同条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と、「第六条第一項第四号の基準」とあるのは「主務省令で定める基準」と、同法第二十条及び第二十七条第一項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第一項及び第四項から前項までの規定に反するため、次に掲げる額を用いて、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として共済金、返戻金その他の給付金（第九十二条の六第五項第三号を除き、以下「共済金等」という。）の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額の合計額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として農林水産省令で定めるところにより計算した額

第十一條の十九 第十条第一項第十号の事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は当該組合と共に締結した共済契約者（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

一 申込者等が、農林水産省令で定めるところにより、共済契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して八日を経過したとき。

二 当該共済契約の共済期間が一年以下であるとき。

第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、同項の規定による共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金として農林水産省令で定める金額については、この限りでない。

第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対して、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、当該共済契約に係る共済掛金の前払として受領した金銭のうち前項ただし書の農林水産省令で定める金額については、この限りでない。

共済代理店は、共済契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

共済代理店は、第一項の組合に共済契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償の支払その他の金銭の支払をした場合において、当該支払に伴う損害賠償の支払その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に對し、請求することができない。

第一項及び第四項から前項までの規定は、第十一條の二十七に規定する特定共済契約の締結に關しては、適用しない。

共済代理店は、共済契約の締結の代理又は媒介を行おうとするときは、あらかじめ、利用者に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 当該共済代理店に共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託した組合の名称

二　自己が代理人として共済契約を締結するか、又は共済契約の締結を媒介するかの別
三　その他農林水産省令で定める事項

行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結、
共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが
締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行

た団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるたよりの行為に關へ、利用者の

意向を把握し、これに沿つた共済契約の締結等(共済契約の締結又は共済契約への加入をいう)の是長、士官契約以下二つある(一)同様。

以下この会において同様の提案が済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際しての利用者の意向と共済契約の内容が合致している

ことを利用者が確認する機会の提供を行わなければならない。ただし、共済契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして農林水産省令で

定める場合は、この限りでない。
第十一條の二十二 共済代理店は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務（自らが締結の代理又

は媒介を行つた团体共済に係る共済契約に加入させるための行為に係る業務その他の共済契約の審査の代理又は某個の業務を専らに開拓する

の組織の作成又は媒介の業務に包括して、不動産の取引の媒介の業務を含む。)に關し、この法律省及び他の法律に定めるもののはか、農林水産省令で定めると

これらにより、当該業務に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一條の二十三 共済代理店は、その主たる目的として、自己を共済契約者又は被共済者とする共済契約（次項において「自己契約」とい

う。）の締結の代理又は媒介を行つてはならぬ
い。前項の規定の適用については、共済代理店が

前項の規定の適用については、共済代理店が共済契約の締結の代理又は媒介を行つた自己契約に係る共済掛金の合計額として農林水産省令

で定めるところにより計算した額が、当該共済代理店が共済契約の締結の代理又は媒介を行つた共済契約に係る共済掛金の合計額として農林

水産省令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超えることとなつたときは、当該共済代理店は、自己契約の締結の代理又は媒介を行ふことをその主たる目的としたものとみなす。

第十一條の二十四 第十条第一項第十号の事業を行ふ組合又は共済代理店は、共済契約の締結、

百六条中「内閣總理大臣」とあるのは「行政
府」と、同法第三百七条第一項中「内閣總理大臣」とあるのは「行政
府」と、「次の各号のい
ずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは
第二百八十六条の登録を取り消し、又は」
とあるのは「第三号に該当するときは」と、
「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済
契約の締結の代理又は媒介」と読み替えるもの
とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定
める。
前項において準用する保険業法第三百五条第
一項の規定による立入り、質問又は検査をする
職員については、同法第三百十一条の規定を準
用する。

行う組合は、次条に規定する特定共済契約の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

第十一條の二十七 金融商品取引法第三章第一節
第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで
並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除

く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及

三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号、第七号

及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。)

及び同法第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第十条第一項第十号の事業を行ふ組合が行う特定共済契約（金利、通貨の保

格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該供給契約が帝祐さ

持分合計額が、(三章)支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなること

により当該利用者の取得することとなる共済金等の合計額を上回ることとなるおそれを行う。(二)ある共済契約として農林水産省令で定めるも

のをいう。)の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商

品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、これらの規定（同法

第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」であるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「農業協同組合法第十五条の二十七に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、共済契約者等(農業協同組合法第十五条の二十第一項に規定する共済契約者等をいう。以下この項において同じ。)の保護に資するため、農林水産省令で定めるところにより、当該特定共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)」とあるのは「特定共済契約」と、顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第二項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行なう場合には、当該信託をする者のを含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失(当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等(農業協同組合法第十五条の十八に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。)の合計額を上回る場合における当該共済契約による金額をいう。以下この条において同じ。)」と、「補足するため」とあるのは「補足するため」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」とあるのは「特定共済契約の締結」。

と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一條の二十八 第十条第一項第十号の事業業を行う組合は、当該組合の共済代理店が当該組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

前項の規定は、同項の組合が、共済代理店の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、当該組合の共済代理店が当該組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

第一項の規定は、同項の組合から共済代理店に対する求償権の行使を妨げない。

第十一條の二十九 第十条第一項第十号の事業業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののか、農林水産省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一條の三十 第十条第一項第十号の事業業を行う組合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定共済事業等紛争解決機関（第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。）が存在する場合、一の指定共済事業等紛争解決機関との間で共済事業等（第九十二条の五第五項第三号に規定する共済事業等をいう。次号において同じ。）に係る手続実施基本契約を締結する措置。

二 指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合 共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 苦情処理措置 利用者（利用者以外の共済契約者等を含む。次号において同じ。）からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として農林水産省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして農林水産省令で定める措置

二 紛争解決措置 利用者との紛争の解決を認証するものとして農林水産省令で定める措置

第一項の組合は、同項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第九十二条の九第九条第一項において準用する保険業法第三百八十二条第三項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として農林水産大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定共済事業等紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として農林水産大臣が定める期間

第三項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として農林水産大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第九十二条の六第一項の規定による指定共済事業等紛争解決機関の指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として農林水産大臣が定める期間

第十一條の三十一 第十条第一項第十号の事業を行ふ組合は、当該組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う事業又は業務（同号の事業その他の農林水産省令で定める事業又は業務に限る。）に係る利用者又は顧客の利益が不当に害されることのないよう、農林水産省令で定めるところにより、当該事業又は業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該事業又は業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならぬ。

前項の「子金融機関等」とは、組合が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該組合と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいいう。

第十一條の三十二 第十条第一項第十号の事業を行ふ組合は、毎事業年度末において、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第十一條の三十三 第十条第一項第十号の事業を行ふ組合は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したもののその他これに準ずるものとして農林水産省令で定めるものがある場合であつて、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、農林水産省令で定めるところにより、支払準備金を積み立てなければならない。

第十一條の三十四 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、農業協同組合にあつてはその所有する資産で第十一條の三十六の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するもののうちに、農業協同組合連合会にあつてはその所有する資産のうちに、それぞれ価格変動による損失が生じ得るものとして農林水産省令で定める資産（次項に

おいて「特定資産」という。」があるときは、農林水産省令で定めるところにより、価格変動準備金を積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てる場合においては、この限りでない。

前項の価格変動準備金は、特定資産の売買等による損失（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。）の額を超える場合においてその差額の填補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

第十一條の三十五 第十条第一項第十号の事業を行ふ組合は、契約者割戻し（共済契約者に対する支払金及び共済掛金として收受する金銭）を運用することによって得られる収益のうち、共済金等の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配するることを共済規程で定めている場合において、その分配をいう。（以下同じ。）を行う場合は、公正かつ公平な分配をするための基準として農林水産省令で定める基準に従い、行わなければならぬ。

契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十一條の三十六 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合は、共済事業に係る会計を他者の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

第十一條の三十七 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、農林水産省令で定める共済契約について、当該共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定（次項において「特別勘定」という。）を設けなければならない。

前項の組合は、農林水産省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替えること。

二 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。

第十一條の三十八 第十条第一項第十号の事業を行ふ農業協同組合の財産で第十二条の三十六の規定により共済事業に係るものとして区分され

協同組合連合会の財産は、農林水産省令で定める方法によるほか、これを運用してはならぬ。

第十一条の三十九 第十条第一項第十号の事業を行ふ組合（農林水産省令で定める要件に該当する農業協同組合を除く。）は、理事会（第三十一条の二第五項に規定する經營管理委員設置組合においては、經營管理委員会）において共済計画代理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の數理に関する事項として農林水産省令で定めるものに關与させなければならぬ。

識及び経験を有する者として農林水産省令で定める要件に該当する者でなければならない。

令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならぬい。

二 契約者の割戻しが公正かつ衡平に行われていて、農林水産省令で定める封渡税額に依る責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

三 その他農林水産省令で定める事項
共済計理人は、前項の意見書を理事会

したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。

る。の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができ

前二項に定めるもののほか 第一項の意見書に
関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十一條の四十二 農業協同組合が、第十条第三項の信託の引受けの事業を行おうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の信託規程には、事業の実施方法及び信託契約に関する農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

三 信託法第二百二十三条の規定による書類の提出を命ずる裁判
四 信託法第二百三十条第二項の規定による弁

第十五条の五十 出資組合は、次に掲げる場合に
は、その規準に違反する契約の部分は、これを
その規準によつて契約したものとみなす。

及びこれに附帶する事業を併せ行うことができる。
一、当該組合の也は内二から農業也は采直改文

地のうち、当該農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農地又は採草放牧地の農業上の利用の曾進

を図るために組合が自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行う場合

二 原料として採用する物は石炭と木炭、瓦斯、瓦斯、木炭等のものである。前号で定める場合において、前号で定める場合に準ずる場合として農林水産省令で定めるとき。

の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならぬ。

第一項の規定により組合が農業の經營を行うには、当該組合の総会に總組合員（第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員

第三号の規定による会員を除く。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数に

第十一條の五十一 組合が前条第一項の事業を行おうとするときは、農業經營規程を定め、行 政の承認を受けなければならぬ。

の他事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

林水産省令で定める事項に係るもの(除く)は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を

組合は、前項の農林水産省令で定める事項に
係る農業経営規程の変更をしたとき、又は農業
経営規程を廃止しこときは、届けなくとも、その旨

行政庁は、農業経営規程に記載された事業の実施区域が農業経営基盤強化促進法（昭和五十

該地域計画の達成に資することとなるよう適切

な配慮をするものとする。この場合において、行政庁は、必要があると認めるときは、当該地域計画を定めた市町村の意見を聴くものとする。

第三節 共済契約に係る契約条件の変更

第十一條の五十二 第十条第一項第十号の事業を行なう組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、当該組合に係る共済契約（変更対象外契約を除く。）について共済金額の削減その他の契約条項の変更（以下この節において「契約条件の変更」という。）を行う旨の申出をすることができる。

前項の組合は、同項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければ共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならぬ。

行政庁は、第一項の申出に理由があると認めるとときは、その申出を承認するものとする。

第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める共済契約をいう。

第十一條の五十三 行政庁は、前条第三項の規定による承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

第十一條の五十四 契約条件の変更は、契約条件の変更による積み立てるべき責任準備金に対応する共済契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

第十一條の五十五 第十条第一項第十号の事業を行なう組合の資産の運用の状況その他の事情を勘査して政令で定める率を下回つてはならない。

前項の決議には、第四十六条の規定を準用する。

第一項の決議を行う場合には、同項の組合は、第四十三条の六第一項又は第二項の通知において、会議の目的である事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項並びに

第一項の決議を行う場合において、契約条件の変更に係る共済契約に関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならない。

第一項の決議を行なう場合には、他の農林水産省令で定めるものとし、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を各事務所に備えて置かなければならぬ。

組合員及び会員並びに共済契約者は、組合の債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならない。

第一項の決議を行なう場合には、契約条件の変更に係る共済契約に関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならない。

前項の方針については、その内容を定款に記載しなければならない。

第十一條の五十六 前条第一項の決議又はこれとともにを行う第四十六条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項に係る決議は、同条（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、出席した組合員又は会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮に

前項の規定により仮にした決議（以下この条において「仮決議」という。）があつた場合には、組合員又は会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の規定による承認をした場合において、組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の規定による承認をした場合には、組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の規定による承認をした場合には、組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の規定による承認をした場合には、組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の規定による承認をした場合には、組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の規定による承認をした場合には、組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の規定による承認をした場合には、組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の規定による承認をした場合には、組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の規定による承認をした場合には、組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の規定による承認をした場合には、組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の規定による承認をした場合には、組合員及び会員並びに共游契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

つてはその方針を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方

式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を各事務所に備えて置かなければならぬ。

組合員及び会員並びに共済契約者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げた請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第一項の決議を行なう場合には、契約条件の変更に係る共済契約に関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならない。

であった者に対し、被調査組合の業務及び財産の状況（これらの者があつた者については、その者が当該被調査組合の業務に従事していた期間に知ることのできた事項に係るものに限り）につき報告を求め、又は被調査組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

共済調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

前項の書面の閲覧の請求

であつた者に対し、被調査組合の業務及び財

の状況（これらの者があつた者については、その者が当該被調査組合の業務に従事していた期間に知ることのできた事項に係るものに限り）につき報告を求め、又は被調査組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

共済調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

前項の書面の閲覧の請求

並びに第十一條の五十五第四項の方針がある場合にあつてはその方針の内容を示す書類を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

前項の期間に「一月を」へていかが
第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超えて、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超えて、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の総数の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。
第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の農林水産省令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。
第十一条の六十三 第十条第一項第十号の事業を行ふ組合は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたことその他の農林水産省令で定める事項を公告しなければならない。契約条件の変更をしないこととなつたときも、同様とする。
前項の組合は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る共済契約者に対し、当該契約条件の変更後の共済契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。
第四節 子会社等
第十一条の六十四 第十条第一項第三号又は第十一号の事業を行ふ農業協同組合は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社（第一号に掲げる業務を専ら営む会社のうち、信用事業に従属する業務を専ら営むものにあつては当該農業協同組合その他これに類する者として主務省令で定めるもの）の行う事業又は営む業務のために、その他の会社にあつては主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいるものに限りある。（以下この条において「子会社対象会社」といいう。）を除き、特定事業に相当する事業を行ない、又は特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。
一 農業協同組合の行う特定事業に従属する業務として農林水産省令で定めるもの（第四項及び次条第一項において「從属業務」とい

二 次項第一号に掲げる農業協同組合につては第十条第一項第二号、第三号又は第十号の事業に、次項第二号に掲げる農業協同組合につては同条第一項第二号又は第三号の事業に、次項第三号に掲げる農業協同組合につては同条第一項第十号の事業に、それぞれ付随し、又は関連する業務として農林水産省令で定めるもの

前項に規定する「特定事業」とは、次の各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業をいう。

一 第十条第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合 信用事業又は共済事業

二 第十条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合（前号に掲げる農業協同組合を除く。）

信用事業

三 第十条第一項第十号の事業を行なう農業協同組合（第一号に掲げる農業協同組合を除く。）

共済事業

第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の農業協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由により当該農業協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

第一項の場合において、会社が主として農業協同組合の行う事業のために従属業務（信用事業に従属性する業務を除く。）を営んでいるかどうかの基準は、当該従属業務を営む会社の当該農業協同組合からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して主務大臣が定める。

第十一條の六十五 第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行なう農業協同組合又はその子会社は、特定事業会社（特定事業（前項第二項に規定する特定事業をいふ。以下この項において同じ。）に相当する事業を行ひ、又は特定事業に相当する事業に従属し、付隨し、若しくは関連する業務を営む会社をいふ。以下この項において同じ。）である国内の会社（従属業務又は前条第一項第二号に掲げる業務を専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権数について、合算して、その基準議決権数（当該特定事業会社である国内の会社の総株主等の

議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をい
う。以下この条において同じ。)を超える議決
権を取得し、又は保有してはならない。

前項の規定は、同項の農業協同組合又はその
子会社が、担保権の実行による株式又は持分の
取得その他の農林水産省令で定める事由によ
り、特定事業会社である国内の会社の議決権を
その基準議決権数を超えて取得し、又は保有す
ることとなる場合には、適用しない。ただし、
当該農業協同組合又はその子会社は、合算して
その基準議決権数を超えて取得し、又は保有す
ることとなつた部分の議決権については、当該
農業協同組合があらかじめ行政庁の承認を受け
た場合を除き、その取得し、又は保有すること
となつた日から一年を超えてこれを保有しては
ならない。

前項ただし書の場合において、行政庁がする
同項の承認の対象には、第一項の農業協同組合
又はその子会社が特定事業会社である国内の会
社の議決権を合算してその総株主等の議決権の
百分の五十を超えて取得し、又は保有すること
となつた議決権のうち当該百分の五十を超える
部分の議決権は含まれないものとし、行政庁が
当該承認をするときは、当該農業協同組合又は
その子会社が合算してその基準議決権数を超え
て取得し、又は保有することとなつた議決権の
うちその基準議決権数を超える部分の議決権を
速やかに処分することを条件としなければなら
ない。

第一項の農業協同組合又はその子会社は、次
の各号に掲げる場合には、同項の規定にかかわ
らず、当該各号に定める日に有することとなる
特定事業会社である国内の会社の議決権がその
基準議決権数を超える場合であつても、同日以
後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保
有することができる。ただし、行政庁は、当該
農業協同組合又はその子会社が、次の各号に掲
げる場合に特定事業会社である国内の会社の議
決権を合算してその総株主等の議決権の百分の
五十を超えて有することとなるときは、当該各
号に規定する認可をしてはならない。

一 当該農業協同組合が第五十条の二第三項の
認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受
けをしたとき(農林水産省令で定める場合に
限る。)その信用事業の全部又は一部の譲受
けをした日

二 第六十一条第二項の認可を受けて当該農業
協同組合が合併により設立されたとき その
設立された日

三 当該農業協同組合が第六十五条第二項の認可を受けて合併したとき（当該農業協同組合が存続する場合に限る。）その合併をした日

行政庁は、前項各号に規定する認可をするとときは、当該各号に定める日に第一項の農業協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる特定事業会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

第一項の農業協同組合又はその子会社が、特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、その超える部分の議決権は、当該農業協同組合が取得し、又は保有するもののみならず。

第十一条の二 第十三条の二第三項の規定は、前各項の場合において第一項の農業協同組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第十一条の六十六 第十条第一項第三号の事業を行ふ農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第十号、第七項及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法第二条第一項に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第一条第二項に規定する信託業務をいう。第四号において同じ。）を営むものの（第五号ロにおいて「信託兼営銀行」という。）

一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの

二 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行ふ業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（第五号ロにおいて「証券専門会社」という。）

(同条第十一項に規定する金融商品仲介業を
いい、次に掲げる行為のいずれかを業として
行うものに限る。以トこの号において同じ。)
のほか、金融商品仲介業に付随する業務その
他の主務省令で定める業務を専ら営むもの
(第五号ロにおいて「証券仲介専門会社」と
いう。)

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に
掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定す
る取引所金融商品市場又は同条第八項第三号
号ロに規定する外国金融商品市場における
有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる
行為に該当するものを除く。)

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号
又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号に
掲げる行為

三の二 金融サービスの提供及び利用環境の整
備等に関する法律(平成十二年法律第一百一
号)第十二条第六項に規定する金融サービス
仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条
第四項に規定する有価証券等仲介業務をい
い、次に掲げる行為のいずれかを行うものに
限る。以下この号において同じ。)のほか、
有価証券等仲介業務に付随する業務その他の
主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供及び利用環境の整備
等に関する法律第十二条第四項第一号に掲
げる行為

ロ 金融サービスの提供及び利用環境の整備
等に関する法律第十二条第四項第二号に掲
げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該
当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供及び利用環境の整備
等に関する法律第十二条第四項第三号に掲
げる行為

四 信託業法第二条第二項に規定する信託会社
のうち、信託業務を専ら営むもの(次号ロに
おいて「信託専門会社」という。)

五 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げ
る業務を営む会社にあつては、当該農業協同
組合連合会、その子会社(第一号及び第一号
の二に掲げる会社に限る。)その他これらに
類する者として主務省令で定めるものの行う
事業又は営む業務のためにその業務を営んで
いるものに限る。)

六 金融関連業務（当該農業協同組合連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該農業協同組合連合会が信託兼營銀行及び信託専門会社のいずれをも子会社としている場合（当該農業協同組合連合会が第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行ふ場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社（当該農業協同組合連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次号及び第八号並びに第十二条の六十七第三項及び第四項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を有していないものに限る。）

七 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（第十二条の六十七第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。）

八 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。）

九 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該農業協同組合連合会の行う第十条第一項第二号若しくは第三号の事業の高度化若しくは当該農業協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化・産業の生産性の向上その他持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として主務省令で定める会社

子会社対象会社のみを子会社とする持株会社（私的独占禁止法第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。）で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の営む業務

二 金融関連業務 第十条第一項第二号若しくは第三号の事業、有価証券関連業又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいふ。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

第十一条の六十四第三項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第十一条の六十六第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社による同項第六号から第八号までに掲げる会社の株式又は持分の取得」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該農業協同組合連合会又はその子会社による同項第六号から第八号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」と読み替えるものとする。

第一項の農業協同組合連合会は、同項第一号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に規定する従属業務をいう。）又は第十条第一項第二号若しくは第三号の事業に付隨し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら當む会社を除く。）にあつては、当該農業協同組合連合会

又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定により信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

前項の規定は、認可対象会社が、第一項の農業協同組合連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該農業協同組合連合会の子会社(同項第九号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。)にあっては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。)となる場合は、適用しない。ただし、当該農業協同組合連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第四項の規定は、第一項の農業協同組合連合会が、現に子会社としている同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

第一項の農業協同組合連合会は、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有している子会社で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を有することについて行政庁の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第一項の農業協同組合連合会は、第四項の規定による認可を受けて認可対象会社を子会社としようとするとき、第五項ただし書の規定によると認められた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

社を引き続き子会社としようとするとき、又は第六項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

第一項の農業協同組合連合会が前項の規定により定款で定めた認可対象会社を子会社としている場合には、当該農業協同組合連合会の理事長は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

有してはならない。

（第十五条の六十五第二項から第七項までの規定は、前項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十二条の六十七第一項」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、「特定事業会社である国内の会社の議決権数」をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社を（同項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。）の議決権をその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十二条の六十七第一項

第十一條の六十八

行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（第四項において「子会社対象会社」という。以外の会社を子会社としてはならない。

一 保険会社

二 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行うトヨコム会社

二の二 少頃

社の行う業務

ものに限る。) イ 従属業務
四 口 関連業務

事業活動を示す

会社又は当社

て、同条第一項に規定する基準譜給権を有しないものに限る。) えて前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私の独占禁止法第九条第四項第一項に規定する持株会社をいう。)で農林水産省

命で定めるも

予定している会社を含む。) 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、當該各号に定めることによる。

農業協同組

二 関連業務 第十条第一項第十号の事業には、一号から第二号の二までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として農林水産省令で定めるもの

第十一条の六十七

第十一條の六十七 第十一条第一項第三号の事業を行ふ農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（第十一条の六十六第一項第一号から第四号までに掲げる会社、同項第五号イ又はロに掲げる業務を専ら當む会社、同項第七号に掲げる会社（特別事業再生会社を除く）、同項第九号及び第十号に掲げる会社並びに特例対象会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。第四項にお

いて、第十一條の六十六第一項第六号に掲げる会社、特別事業再生会社又は同項第八号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

第一項の「特例対象会社」とは、地域活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（第十一條の六十六第一項第八号に掲げる会社に該当しないものであつて、第一項の農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会

予定している会社を含む。) 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第十条第一項第十号の事業をなす農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から第二号の二までに掲げる会社の行う業務に從属する業務として農林水産省令で定めるもの

二 関連業務 第十条第一項第十号の事業に随し、又は関連する業務として農林水産省令で定めるもの

第十一條の六十四第三項の規定は、第一項の

第十一條の六十四第三項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一條の六十八第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社による同項第四号に掲げる会社の株式又は持分の取得と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「取得、同項に規定する子会社対象会社」と、「当該事由（当該農業協同組合連合会又はその子会社による同項第四号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由を除く。）」と読み替えるものとする。

第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社（從属業務（第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この項、第六項及び次条第一項において同じ。）又は関連業務（第二項第二号に規定する関連業務をいう。同条第一項において同じ。）のうち農林水産省令で定めるものを専ら営む会社（從属業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいるものに限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十五条第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政の認可を受けなければならない。

第十一條の六十六第五項、第六項、第八項及び第九項の規定は、認可対象会社について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定」とあるのは「第十一條の六十八第四項の規定」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「その他の主務省令」とあるのは「その他の農林水産省令」と、「子会社（同項第九号に掲げる会社（前項の主務省令で定める会社を除く。）にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。）」とあるのは「子会社」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第十一條の六十八第一項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項」と、「同条第八項中「第一項の」とあるのは「第十一條の六十八第一項の」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第一項」とあるのは「第十一條の六十八第一項」とある。

ないときは、組合員は、出資組合に対し、定款の定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

非出資組合の組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができない。

前項の予告期間は、定款でこれを延長することができない。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

第一項の規定により出資組合が組合員の持分を譲り受ける場合には、第十四条第一項及び第二項の規定は適用しない。

第二十一条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

除名は、次の各号のいずれかに該当する組合員につき、総会の決議によつてこれをすることができる。この場合において、組合は、その総会の十日前までにその組合員に対し、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えないなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める行為をした組合員

前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に对抗することができない。

第二十二条 出資組合の組合員は、前条第一項の規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

前項の持分は、脱退した事業年度末における当該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十三条 持分を計算するに当たり、出資組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、当該出資組合は、定款の定めるところにより、第二十一条第一項の規定により脱退した組合員に対して、その負担に帰すべし損失額の払込みを請求することができる。

第二十四条 前二条の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

第二十五条 第二十二条第一項の規定により脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済する

までは、出資組合は、その持分の払戻しを停止することができる。

第二十六条 出資組合の組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

前項の場合には、第二十二条から第二十四条までの規定を準用する。

前項の場合は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

第二十七条 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくともよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日及び組合員たる資格の別

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済みの出資の額及びその払込みの年月日

五 理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に對し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

一 組合員名簿が電磁的記録をもつて作成されないときは、正當な理由がないのにこれを拒んではならない。

組合員名簿が電磁的記録をもつて作成された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

一 記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載し、又は記録しなくともよい。

第六節 管理

第二十八条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載し、又は記録しなくともよい。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに組合員の有することのできる出資口数の最高限度

十一 事業年度

十二 公告の方法 (組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く)をする方法をいう。以下同じ。)

前項第十号の役員の選挙に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員を総会外において選挙することとしたときはその旨を定めなければならない。

組合の定款には、第一項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。

第二十九条 次の事項は、定款で定めなければならぬ事項を除いて、これを規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

第二十九条の二 理事は、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業經營規程(以下「定款等」といふ。)を各事務所に備えて置かなければならぬ。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に對し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた場合であつて、各事務所(主たる事務所を除く。)における第二項第三号及び第四号に掲げた請求に応じることを可能とするための措置と定款等が電磁的記録をもつて作成された組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

組合の定款には、第一項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に對し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第一項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

第四十三条の七 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知したときは、その場所又は連絡先に宛てればよい。

前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

前二項の規定は、第四十三条の六第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第四十四条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業經營規程の設定、変更及び廃止

三 每事業年度の事業計画の設定及び変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 財産目録又は計算書類及び事業報告

六 事業の全部の譲渡

七 農業協同組合連合会の設立の発起人となり又は設立準備会の議事に同意すること。

八 組合への加入及び組合からの脱退

九 定款の変更（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものをお除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の認可については、第五十九条第一項、第六十条及び第六十一条の規定を準用する。

組合は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

共済規程の変更のうち、軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものについては、第一項の規定にかわらず、政令で定めるところにより、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとすることができます。

第四十五条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、総会においてこれを選任する。議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

第四十六条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合）を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上上の多数による決議を必要とする。

一定款の変更

二 組合の解散及び合併

三 組合員の除名

事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による信用事業の全部の譲渡並びに第五十条の四第一項の規定による共済事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による共済契約の移転であつて全部を移転するもの

五 第三十五条の六第四項の規定による責任の免除

第四十六条の二 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第四十六条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十三条の五及び第四十三条の六の規定は、適用しない。

第四十六条の四 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

理事会は、総会の日から十年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

理事会は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならぬ。

ならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをとつては、この限りでない。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

第四十七条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十二条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十三条第一項中「株主等」（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）とあるのは、「組合員、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、「株主」（当該決議が創立総会の決議である場合にあつては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）とあるのは「組合員又は理事、経営管理委員」と、「第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項）」とあるのは「農業協同組合法第三十九条第一項（同法第七十二条の三）」と、同項及び同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

総代は、組合員（准組合員を除く。）でなければならない。
総代の定数は、その選挙の時における組合員（准組合員を除く。）の総数の五分の一（その総数が二千五百人を超える組合にあっては、五百人）以上でなければならない。

総代は、定款の定めるところにより、組合員が総会においてこれを選挙する。ただし、定款の定めるところにより、総代を総会外において選挙することができる。

総代の任期は、三年以内において定款で定める。

総代には、第三十条第五項から第九項までの規定を準用する。

総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十六条第三項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」あるのは「他の組合員（准組合員を除く。）」と、同条第六項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることができない。

第四十八条の二 総代会において組合の解散又は合併の決議があつたときは、理事は、当該決議の日から十日以内に、組合員（准組合員を除く。）に当該決議の内容を通知しなければならない。

組合員（准組合員を除く。）が組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会以下この項において同じ。）に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の決議の日から一月以内にしなければならない。

第二項の請求の日から二週間以内に理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）が正当な理由がないのに総会招集の手続を前項の規定による書面の提出について準用する。

しないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第二項又は前項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の決議は、その効力を失う。

総代は、定款で定めるところにより、組合員が総会においてこれを選挙する。ただし、定款の定めるところにより、総代を総会外において選挙することができる。

総代の任期は、三年以内において定款で定める。

総代には、第三十条第五項から第九項までの規定を準用する。

総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十六条第三項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」あるのは「他の組合員（准組合員を除く。）」と、同条第六項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

総代会においては、前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第九十七条の四第二項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十条 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

第五十条 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資組合は、

一 出資一口の金額の減少の内容
二 当該出資組合の計算書類に関する事項として農林水産省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第九十七条の四第二項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十条 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

第五十条 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、

一 債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相談の財産を信託しなければならない。（ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。）

組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十九条第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、総会の決議を行つたときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第二項の請求の日から二週間以内に理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）が正当な理由がないのに総会招集の手続を前項の規定による書面の提出について準用する。

一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

組合は、総会の決議を経て、その信用事業を行う組合部又は一部を同号の事業を行う他の組合に譲り渡すことができる。

第十条第一項第三号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、同号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、その信用事業の全部又は一部を譲り受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第十条第一項第三号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、同号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、その信用事業の全部又は一部を譲り受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第十条第一項第三号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、同号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、その信用事業の全部又は一部を譲り受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第十条第一項第三号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、同号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、その信用事業の全部又は一部を譲り受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第十条第一項第三号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、同号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、その信用事業の全部又は一部を譲り受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第十条第一項第三号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、同号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、その信用事業の全部又は一部を譲り受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第十条第一項第三号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、同号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、その信用事業の全部又は一部を譲り受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第十条第一項第三号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、同号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、その信用事業の全部又は一部を譲り受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第十条第一項第三号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、同号の事業を行つたときには、当該組合は、総会の決議を経て、その信用事業の全部又は一部を譲り受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者で創立総会の日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

前項の申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権等を行うことができる。この場合は、第十六条第三項後段の規定を準用する。

創立総会については、第十六条第一項及び第四項から第七項まで、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条の二から第四十六条の四まで並びに会社法第三百十一条第二項、第三項及び第六項から第八項まで、第三百十一条（第二項を除く。）並びに第三百十二条第一項及び第四項から第六項までの規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、同法第八百三十条、第八百三十一條、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第十六条第四項中「前項」とあるのは「第五十一条第六項」と、同条第五項中「前一項」とあるのは「第五十八条第六項又は前項」と、第四十六条の二中「役員」とあるのは「発起人及び定款作成委員」と、第四十六条の三中「第四十五条の五及び第四十三条の六」とあるのは「第十九条第七項第二号並びに第八項第三号及び第四号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項、第五項並びに第六項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、「設立時取締役又は設立時監査役」とあり、及び「設立時取締役」設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、「設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役」又は「設立時監査役」とあるのは「発起人又は定款作成委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、その申請に係る同項の認可をしなければならない。
一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の处分に違反するとき。
二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠くことその他その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

第六十一条 第五十九条第一項の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から二月以内に発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第五十九条第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

行政庁が第五十九条第二項の規定により報告書の提出の請求を発したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日に第五十九条第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第六十二条 第五十九条第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

出資組合の理事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく出資の第一回の払込みをさせなければならぬ。

現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にこれをすることを妨げない。

第六十三条 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

第六十三条の二 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百三十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等（株主、取締役又は清算人）」をいう。以下この節において同じ。」とあるのは、「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十四条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の合併

三 組合についての破産手続開始の決定

四 存立時期の満了

五 第九十五条の二の規定による解散の命令

第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の認可については、第五十九条第二項の規定を準用する。

組合（第二項の組合を除く。次条第一項及び第六十四条の三において同じ。）は、第一項第一号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

第一項の事由によるほか、農業協同組合は、第十二条第一項第一号の規定による組合員が十五人未満になつたことによつて解散する。この場合は、組合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

組合が第五十九条第一項の設立の認可があつた日から九十日を経過しても前項の登記をしないときは、行政庁は、当該認可を取り消すことができる。

信用事業又は共済事業のみを行う組合にあつては、第一項及び前項の事由によるほか、第十九条第三項の規定による承認の取消しによつて解散する。

第十二条第二項第一号の規定による会員が一人になつた農業協同組合連合会があつては、第一項及び前二項の事由によるほか、次の事由によつて解散する。

一 第七十一条第一項の規定による権利義務の承継があつたこと。

二 第七十一条第二項において準用する第六十五条第二項の認可の申請につき不認可の処分があつたこと。

三 第七十一条第三項の期間内に前号に規定する認可の申請がなかつたこと。

農業協同組合連合会は、前項第三号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十四条の二 休眠組合（組合であつて、当該組合に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したもの）は、行政庁が当該休眠組合に対し二月以内に農林水産省令で定めるところにより行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠組合に関する登記がされたときは、この限りでない。

行政庁は、前項の規定による公告をした場合には、当該休眠組合に対し、その旨の通知を発しなければならない。

第六十四条の三 組合は、第六十四条第一項第一号又は第四号に掲げる事由により解散した場合（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合を含む。）には、その清算が結了するまで（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつては、解散したものとみなされた後三年以内に限る。）、総会の決議によつて、組合を繼續することができる。

前項の規定による組合の繼續については、第四十六条及び第四十八条の二の規定を準用す。

第一項の規定により組合が繼續したときは、二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

第六十五条 組合が合併しようとするときは、政令で定める事項を定めた合併契約を締結して、

ことにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

第七十二条の十二 第七十二条の十第一項第二号 「農業組合法人」という。)の当該事業に常時従事する者のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外のものの数は、その常時従事する者の数の三分の二を超えてはならない。

第三節 組合員、管理、設立、解散、合併及び清算

第七十二条の十三 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者(農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者)で定款で定めるものとする。

一 農民

二 組合

三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第七条第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。)

四 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はそ

前項の規定について、農業経営農事組合法人の同項第一号の規定による組合員が農民でなくなり、又は死亡した場合におけるその農民でなくなつた者又はその死亡した者の相続人であつて農民でないものは、その農業経営農事組合法人との関係においては、農民とみなす。

農業経営農事組合法人の組合員のうち第一項第四号に掲げる者及び前項の規定により農民とみなされる者の数は、総組合員の数の三分の一を超えてはならない。

第七十二条の十四 組合員は、各々一個の議決権を有する。

総会に出席しない組合員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行うことができる。

前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

第七十二条の十五 農事組合法人と特定の組合員との関係について決議をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第七十二条の十六 農事組合法人の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 第二十八条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

二 役員の定数、職務の分担及び任免に関する規定

前項の定款には、第二十八条第三項の規定を準用する。

第七十二条の十七 農事組合法人は、役員として理事を置かなければならない。

農事組合法人は、定款で定めるところにより、役員として監事を置くことができる。

農事組合法人の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

農事組合法人の理事は、その組合員(第七十二条の十三項第一号の規定による組合員に限る。第七十二条の三十四条第一項において同じ。)でなければならぬ。

農事組合法人の理事は、監事と兼ねてはならない。

第七十二条の十八 理事が二人以上ある場合において、定款に特別の定めがないときは、農事組合法人の業務は、理事の過半数で決する。

第七十二条の十九 理事は、農事組合法人の全ての業務について、農事組合法人を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第七十二条の二十 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第七十二条の二十一 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第七十二条の二十二 理事が欠けた場合において、業務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、農事組合法人の組合員その他利害関係人の請求により、一時理事の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第七十二条の二十三 農事組合法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権

を有しない。この場合においては、総会の決議により、特別代理人を選任しなければならない。

第七十二条の二十四 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 農事組合法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第七十二条の二十五 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資農事組合法人にあつては事業報告及び財産目録を、組合員に出資をさせる農事組合法人(以下「出資農事組合法人」という。)にあつては事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案を作成しなければならない。前項の規定により作成すべきもの(以下この条及び第七十二条の二十九第一項第三号において「事業報告等」という。)は、電磁的記録をもつて作成することができる。

理事は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告等を監事に提出し、又は提供し、かつ、主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

組合員及び農事組合法人の債権者は、農事組合法人の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 事業報告等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 事業報告等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農事組合法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第七十二条の二十六 理事は、少なくとも毎年一度、通常総会を開かなければならない。

第七十二条の二十七 理事は、必要があると認められるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

総組合員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総組合員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

第七十二条の二十八 総会の招集の通知は、その総会の日の五日前までに、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

総会においては、前項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第七十二条の二十九 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 每事業年度の事業計画の設定及び変更

三 事業報告等

農事組合法人は、定款を変更したときは、更の日から一週間に以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。

第七十二条の三十 次の事項は、農事組合法人の総組合員の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

一 定款の変更

二 農事組合法人の解散及び合併

三 組合員の除名

四 農事組合法人の解消

農事組合法人は、損失を埋め、第七十三条第二項において準用する第五十条第一項の利益準備金及び同条第三項の資本準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資農事組合法人の事業の利用分量の割合若しくは組合員がその事業に従事した割合を超えない範囲内で払込済みの出資額に応じてしなければならない。

前二項の規定は、第七十三条の三第六項において準用する第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

組織変更の効力発生日については、会社法第七百八十二条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十五条」とあるのは、「農業協同組合法第四章第一節」と読み替えるものとする。

第七十三条の九 出資組合又は出資農事組合法人が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

第七十三条の十 出資組合又は出資農事組合法人は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十四条 組織変更後株式会社は、第七十三条の三第六項において準用する第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならぬ。

組織変更後株式会社の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社の営業時間内は、いつでも、組織変更後株式会社に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組織変更後株式会社は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもののが前項の書面の交付の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を电磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

五 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、前項の書面の交付の請求

六 組織変更がその効力を生ずる日（次条において「効力発生日」という。）

七 その他農林水産省令で定める事項

八 人となる。

九 組織変更をする出資組合又は非出資農事組合法人は、効力発生日に、一般社団法人第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部

分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十六条 この節に定めるもののほか、組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十七条 非出資組合又は非出資農事組合法人は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第七十八条 非出資組合又は非出資農事組合法人は、前条の規定による組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

第七十九条 非出資組合又は非出資農事組合法人は、前条の規定による組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

第八十条 組織変更については、第四十八条の八第四項及び第五項並びに第七十三条の九から第七十六条までの規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、第七十三条の三第二項中「前項」とあるのは「第七十八条第一項」とあるのと、同条第三項中「第一項の総会」とあるのと、第七十八条第一項の総会」と、第七十三条の八第四項中「前項」とあるのは「第七十九条」と、第七十三条の三第六項」とあるのは「第八十条」と、同条第五項中「第四章第一節」とあるのは「第四章第二節」と、第七十四条第一項中「第七十三条の三第六項」とあるのは「第八十条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十一条 組織変更後の農業協同組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項

第八十二条 組織変更後の消費生活協同組合の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項

第八十三条 組織変更をする農業協同組合の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項

第八十四条 組織変更がその効力を生ずべき日

第八十五条 組織変更をする農業協同組合の組合員で、組織変更後消費生活協同組合の組合員となることができないものは、組織変更の日に当該農業協同組合を脱退したものとみなして、第二十二条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「第八十二条第一項第一項に規定する組織変更の日」とする。

第八十六条 組織変更是、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第八十七条 都道府県知事は、前項の認可があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該申請に係る同項の認可をしなければならない。

第八十八条 一般社団法人第二号に掲げる要件を欠くとき。

第八十九条 組織変更をする農業協同組合の組合員で、組織変更後消費生活協同組合の組合員となることができないものは、組織変更の日に当該農業協同組合を脱退したものとみなして、第二十二条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「第八十二条第一項第一項に規定する組織変更の日」とする。

第九十条 組織変更是、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第九十一条 一般社団法人である場合、組織変更後一般社団法人の監事の氏名又は名称

第九十二条 一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

第九十三条 一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

第九十四条 組織変更後一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合、組織変更後一般社団法人の監事の氏名

第九十五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第九十六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第九十七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第九十八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第九十九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百一条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百二条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百三条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百四条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百十条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百十一条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百十二条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百十三条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百十四条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百十五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百十六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百十七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百十八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百十九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百二十条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百二十二条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百二十三条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百二十四条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百二十五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百二十六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百二十七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百二十八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百二十九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百三十条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百三十二条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百三十三条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百三十四条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百三十五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百三十六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百三十七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百三十八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百三十九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百四十条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百四十二条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百四十三条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百四十四条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百四十五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百四十六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百四十七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百四十八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百四十九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十一条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十二条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十三条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十四条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十一条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十二条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十三条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十四条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十一条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十二条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十三条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十四条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十一条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十二条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十三条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十四条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十一条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十二条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十三条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十四条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十一条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十二条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十三条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十四条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十五条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十六条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十七条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十八条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十九条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十十条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

第一百五十一条 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

い。 ければ、特定信用事業代理業を行つてはならな
第九十二条の三 前条第一項の規定にかかるわら

別に係るものに限る。)を受けている者を除く。
以下この条において同じ。)は、特定信用事業代理業を行なうことができる。
銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業を行う場合においては、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一条の四、前条第三項、第九十二条の五、第九十三条第二項及び第九十八条第二項の規定、次条第一項において準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十六まで、第五十三条第四項及び第五十六条(第十一条に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る第九章及び第十章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して特定信用事業代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

第九十二条の四 銀行法第七章の四(第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十五の二から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十の二を除く。)第五十三条第四項及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定は、銀行代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬組合について、銀行代理業に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する。

第三項の規定を除く。」中「金銭等取引契約」の締結の代理又は媒介を行うときと、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他の貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定信用事業代理業者（農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の所属組合（同項に規定する所属組合をいう。）」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定貯金等契約（農業協同組合法第十五条に規定する特定貯金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い組合（同法第四条に規定する組合をいう。）に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金銭等取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関する組合（次項において「対価」といふ。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした場合に対する支払」といふ。」とあるのは「特定貯金等契約」と、「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他との政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」といふ。）とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行

第

技術的読替えは、政令で定める。

「内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要なもの

によらないで」と、同条第一項中「有価証券売買取引等」とあるのは、「特定貯金等契約の締結」等、同条第三項中「原因となるもの」として

は「特定貯金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約

特定賃金等契約によらないで」と同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定監査金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるの

券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該

と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあ
るのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証

う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらない」で一

「令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農業協同組合等特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十一条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(2)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(3)又は(10)に」と、同号ニ(1)から(9)まで」とあるのは「(前号ハ(1)から(10)まで)とあるのは「前号ニ(3)又は(10)と、同項第一号口(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「(前号ハ(1)から(9)と、同号口(5)中「前号ニ(1)から(10)まで」とあるのは「前号ニ(3)又は(10)と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第二十一項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。」

「二」の法律若しくはこの法律」とあるのは、「協会員」と法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは、「農業協同組合法第九十二条の五の六第一号」と、同法第五十二条の十第一項」とあるのは、「農業協同組合法第九十二条の五の三第一項」と、同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは、「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同条第二十三号及び第二十四号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは、「農業協同組合法第九十二条の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 指定紛争解決機関

第九十二条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者ないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

第九十二条の六

「でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六第二号」と、十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の七第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第六項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の三第一項」と、同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同条第二十三号及び第二十四号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）が信用事業等である場合にあつては主務省令で、共済事業等である場合にあつては農林水産省令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。以下この二において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」といいう。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するためには十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関する規程）と第十一条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合と第一項第三号又は第十号の事業を行なう組合との間で締結される契約をいう。（以下この号及び次条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（信用事業等に係るものについては第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を、共済事業等に係るものについては第九十二条の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定により第七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（信用事業等に係るものについては第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定により第七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（信用事業等に係るものについては第九十二条の八第一項において準用するためには必要な事項を、共済事業等に係るものについては第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定により第七第一号に掲げる基準に適合するためには必要な事項を、同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するためには必要な事項を除く。）について、信用事業等に係るものにあつては異議（合理的な理由が付されたものに限る。以下この号において同じ。）を述べた第十条第一項第三号の事業を行う組合の数の同号の事業を行う組合の総数に占める割合が、政令で定める割合以下の割合となつたこと。

前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、信用事業等に係る業務規程にあつては主務

省令で定めるところにより、第十条第一項第三号の事業を行う組合に対し、共済事業等に係る業務規程にあつては農林水産省令で定めるところにより、同項第十号の事業を行う組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合に議）は、その理由を含む。」を聽取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

行う事業のうち共済事業に関連する事業として農林水産省令で定めるもの並びに当該組合のために共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介

に限る。)の規定は、指定信用事業等紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が信用事業等であるものをいう第九十八条第二項及び第一百三十三条第三号において同じ。)について準用する。

同じ。)」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続(同条第三項に規定する紛争解決手続を統一する。以下同じ。)」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第一号」と、同項第一号中「銀行業務等関連苦情」とあるのは「信用事業等(農業協同組合法第九十二条の六第五項第一号に規定する

ばならない。 法律の目的に即調しかるべき
第一項の規定による指定は、紛争解決等業務
の種別ごとに行うものとする。
この条において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。
一、紛争解決等業務 苦情処理手続（信用事業
等又は共済事業等に関する苦情を処理する手
続をいう）及び紛争解決手続に係る業務並
びにこれに付随する業務
二、信用事業等 第十条第一項第三号の事業を
行う組合が行う信用事業及び他の法律により
行う事業のうち信用事業に関連する事業とし
て主務省令で定めるもの並びに当該組合のた
めに特定信用事業代理業を行う者が行う特定
信用事業代理業

第九十二条の七

一 手続実施基本契約の内容に関する事項
二 手続実施基本契約の締結に関する事項
三 紛争解決等業務（前条第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条及び第一百条の四において同じ。）の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入組合（手続実施基本契約を締結した相手方である第十条第一項第三号又は第十号の事業を行ふ組合をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入組合又はその利用者（共済事業等（前条第五項第三号に規定する共済事業等をいう。第八号及び第九十二条の九第一項において同じ。）に係る紛争解決等業務にあつては、利用者以外の共済契約者等を含む。）から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として、信用事業等（前条第五項第二号に規定する信用事業等をいう。次条第一項において同じ。）に係る業務規程に関するものについては主務省令で、共済事業等に係る業務規程に関するものについては農林水産省令で定めるもの

九十九条の八 銀行法第七章の七（第五十二条の六十二及び第五十二条の六十七第一項を除く。）及び第五十六条（第二十六号に係る部分

「この法律」とあるのは、「農業協同組合法」と、同条第二項中、「加入保険業関係業者（手続実施基本契約を締結した相手方）である保険業関係業者」とあるのは、「加入組合（農業協同組合法第九十二条の七第四号に規定する加入組合）」と、「顧客（顧客以外の保険契約者等）」とあるのは、「利用者（利用者以外の同法第十一條の二十第一項に規定する共済契約者等）」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは、「手続実施基本契約（同法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）」と、「他の」と、同法第三百八条の六中「又は他の法律」とあるのは、「若しくは指定信用事業等紛争解決機関（農業協同組合法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。）」と、「他の」、「同法第三百八条の二十三第三項において同じ。」又は「同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは、「苦情処理手続（同法第九十二条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）」と、「同法第三百八条の七第二項中「前項第一号」とあるのは、「紛争解決手続」とあるのは、「紛争解決手続をいう。以下同じ。」と、「同法第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。」と、「同法第三百八条の七第二項中「前項第一号」とあるのは、「農業協同組合法第九十二条の七第一号」と、同項第一号中「保険業務等関連苦情」とあるのは、「共済事業等関連苦情（共済事業等農業協同組合法第九十二条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。）」に関する苦情をいう。以下同じ。」と、同項第四号中「保険業務等関連紛争」とあるのは、「共済事業等関連紛争（共済事業等にに関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。）」と、「同法第十一条第一項第十号の事業を行う組合から」と、「当該組合」と、「当該組合の関係業者から」とあるのは、「農業協同組合法第九十二条の七第三号」と、「同法第五项中「第一項第四号」とあるのは、「農業協同組合法第九十二条の七第四号」と、「同項第一号中「同項第五号」とあるのは、「同条第五号」と、同法第三百八条の十三第三項第二号中「保険業務等」とあるのは、「共済事業等」と、「同法第三百八条の十四第二項中「第三百八条の二第一項」とあるのは、「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、「同法第三

第七章 監

百八条の十九第一号中「保険業関係業者」とあるのは「農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う組合」と、同法第三百八条の二十二条第二項第一号中「第三百八条の二第二項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件」と、「又は第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「又は同法第九十二条の六第一項第五号」と、同法第三百八条の二十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関又は農業協同組合法以外の法律」と、同法第三百八条の二十四第一項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同項第一号中「第三百八条の二第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号」と、「第三百八条の二第一項」とあるのは「同法第九十二条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十四名

限度において、当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者（次項、次条、第九十九条の七及び第一百条の六第一項第四号において「子会社等」という。）、信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に關し組合から委託を受けた者（その者から委託（二以上との段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。以下同じ。）又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第九十三条 行政庁は、組合若しくは農事組合法人から、当該組合若しくは農事組合法人が法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程を守つてゐるかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合若しくは農事組合法人に対し、その組合員（組合にあつては組合員又は会員、農事組合員）へ、つづりによ組合員へ、（以下略）

農事組合法人があつては組合員をいう（以下同じ。）役員、使用人、事業の分量その他の組合若しくは農事組合法人の一般的な状況に関する資料であつて組合若しくは農事組合法人に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ぜることができる。

行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政手続の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守つているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の

前条第三項の規定は、前項の規定による子会社等、信用事業受託者又は共済代理店の検査について準用する。

第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第一項から第五項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九十四条の二 行政庁は、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に対し、その信用事業又は共済事業の健全な運営を確保するため、組合の業務若しくは財産又は組合及びその子会社等の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業又は共済事業に關し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。

行政庁は、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産若しくは組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業經營規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

前二項の規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令(改善計画の提出を求めるることを含む)であつて、組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときは、主務省令で定める組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。

第一項又は第二項の規定による共済事業の健全な運営を確保するための当該共済事業に関する命令(改善計画の提出を求めるることを含む)であつて、組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときとするのは、農林水産省令で定める組合の共済金等の

支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、それ

ぞれ農林水産省令で定めるものでなければならぬ。

第九十五条 行政庁は、第九十三条の規定による報告を徴した場合又は第十九十四条の規定による検査を行つた場合において、当該組合又は農事組合法人の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の处分又は定款、規約、信用事業実施規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業經營規程に違反すると認められるときは、当該組合又は農事組合法人に對し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

行政庁は、組合が信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業經營規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十一条第一項、第十一条の十七第一項、第十一条の四十二第一項、第十一条の四十八第一項又は第十一条の五十一第一項の承認を取り消すことができる。

第九十五条の二 次の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。

組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 組合又は農事組合法人が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又是一年以上事業を停止したとき。

三 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

四 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行つたときに、その子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときは、主務省令で定める組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。

第一項又は第二項の規定による共済事業の健全な運営を確保するための当該共済事業に関する命令(改善計画の提出を求めるることを含む)であつて、組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときとするのは、農林水産省令で定める組合の共済金等の

支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、それ

ぞれ農林水産省令で定めるものでなければならぬ。

第九十六条 組合員がその総数の十分の一以上の同意を得て、組合の総会(創立総会を含む。)

掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

第九十七条の二 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

第九十七条の三 行政庁は、組合又は農事組合法人の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が不明なときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

第九十七条の四 組合及び農事組合法人は、公告の方針として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

の招集手続、決議の方法又は選挙が法令、法律に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その決議又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事實があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第八章 雜則

第九十七条

組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところによつて、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

い。

第九十七条の二

組合連合会が第十二条の六十八第一項第三号又は第四号に掲げる会社(認可対象会社(同

とく。))

第九十七条の三

組合連合会の認可対象会社に該当する子会社

が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

第九十七条の四

とく。

の招集手続、決議の方法又は選挙が法令、法律に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その決議又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事實があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第九十八条 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

組合連合会が第十二条の六十八第一項若しくは第八十九条第二項の規定による組織変更に関するものにより認可を受けて合併をしようとする場合を除く。

第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

ら第八号までに掲げる会社を子会社としようとするとき。

七 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

組合連合会の認可対象会社に該当する子会社

が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

とく。

とく。

とく。

とく。

組合及び農事組合法人は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。ただし、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、第一号又は第三号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならぬ。二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十一条に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものとする方法をいう。以下この条において同じ。）

組合及び農事組合法人が前項第三号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

組合及び農事組合法人が当該組合及び農事組合法人の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

組合及び農事組合法人がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十九条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第一項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは、「農業協同組合法第九十七条の四第四項」と、同法第九百四十一條中「この法律」とあるのは、「農業協同組合法」と読み替えは、政令で定める。

第九十八条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十八条（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十条第一項の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び農事組合法人並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会について、は主務大臣、その他の組合及び農事組合法人に於ては、都道府県の区域を超える区域を地区と事業に関する第九十四条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認められる場合には、主務大臣及び都道府県知事とする。

この法律（第八項に規定する規定を除く。）における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十条第一項第三号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者、電子決済等代行業者、認定特定信用事業電子決済等代行業者協会及び指定信用事業等紛争解決機関にあっては、農林水産大臣及び内閣総理大臣（第十一条の二第二項第一号及び第二号に掲げる基準並びに第十二条の八第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（第六項において「信用の供与等」という。）の額に関する第九十四条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣）とする。

第九十三条第一項及び第二項並びに第九四条第一項から第五項までに規定する行政庁の权限（前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。）並びに第九四条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項、第九十二条の五の九において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項、第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の二十七第一項、第九十二条の八において読み替えて準用する同法第五十二条の八十一第一項及び第二項に規定する主務大臣の权限は、前項ただし書の規定にかかるらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

内閣総理大臣は、第二項ただし書又は前項の規定により单独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

農林水産大臣は、第三項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

第九十四条の二第一項及び第二項に規定する行政庁の権限は、組合若しくは組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況又は信用の供与等の状況に照らし信用秩序の維持を図るため特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、第二項のただし書の規定にかかるらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。

内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

第十一条の十三第一項並びに同条第四項において読み替えて準用する倉庫業法第二十二条第一項、第二十三条第一項並びに同条第四項において読み替えて準用する倉庫業法第八条第一項及び第二項、第十二条第二項、第二十二条第一項及び第二十七条规定する主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

第十一条の十三第四項において読み替えて準用する倉庫業法第二十七条第一項に規定する主務大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣又は国土交通大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

農林水産大臣は、前項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を国土交通大臣に通知するものとする。

国土交通大臣は、第九項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

この法律における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定める命令とする。

一 第十一条の十三第四項において読み替えて準用する倉庫業法第十二条に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の二に規定する主務省令（倉荷証券に関するものに限る。）農林水産省令・国土交通省令とする。

二 第八十二条第二項第十号、第八十六条において読み替えて準用する第四十九条第二項第二号及び第七十四条第二項第三号に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の六及び第七十四条第二項第三号、第八十八条规定の第二項第八号並びに第九十二条において読み替えて準用する第四十九条第二項第二号及び第七十四条第二項第三号に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の

二に規定する主務省令（第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更に関するものに限る。）農林水産省令・厚生労働省令

三 第九十四条の二第三項に規定する主務省令及び第九十七条第十二号に規定する主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。）農林水産省令・内閣府令・財務省令

内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

この法律による農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融庁長官に委任された権限の一部は、政令の定めるところにより、これを地方支分部局の長（金融庁長官に委任された権限についても、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。

この法律による農林水産大臣の権限及び第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第九十八条の二 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、第十一条第一項第三号の事業を行う組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会に限る。次条において同じ。）に対し次に掲げる处分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第九十四条の二第二項又は第九十五条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（信用事業に関するものに限る。）

二 第九十五条第三項の規定による第十一條第一項の承認の取消し

三 第九十五条の二の規定による解散の命令

第九十八条の三 内閣総理大臣は、第十一条第一項第三号の事業を行ふ組合に対し次に掲げる处分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第九十七条の規定による届出（同条第十二号に係るものうち、農林水産省令・内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百条の七 次に掲げる場合には、組合若しくは農事組合法人の役員又は組織変更後株式会社の取締役若しくは執行役若しくは組織変更後一般社団法人、組織変更後消費生活協同組合若しくは組織変更後医療法人の理事（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役若しくは執行役若しくは理事の職務を行なう者は会社法第二百四十六条第二項の規定若しくは同法第四百三十三条において準用する同法第四百一条第三項の規定、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十五条第二項の規定、消費生活協同組合法第三十条の二第二項の規定若しくは医療法第四十六条の五の三第二項の規定により選任された時取締役若しくは執行役若しくは理事の職務を行なうべき者を含む。）は、百円以下の過料に処する。

一 第七十三条の三第一項、同条第二項若しくは第三項（これららの規定を第八十条及び第八十六条において準用する場合を含む。）、第七十三条の三第四項若しくは第五項、第七十八条、第八十二条又は第八十八条の規定に違反して第七十三条の三第一項、第七十八条第一項、第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更の手続をしたとき。

二 第七十三条の三第六項、第八十条、第八十六条若しくは第九十二条において準用する第四十九条第二項に定める公告若しくは催告を告をしたとき。

三 第七十三条の九第一項（第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

四 第七十三条の十（第八十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七十四条第一項（第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項

を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第一百条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六条の規定又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八十六条の十六の規定に違反して、これらの規定に規定する名簿を公衆の縦覧に供しなかつた者

二 第九十七条の四第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正當な理由がないのに、第九十七条の四第五項において準用する会社法第九百五十七条第二項又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

四 第九十七条の四第一項において準用する会社法の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

五 第九条第一項（第七十二条の九において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

第一百一条 次に掲げる場合には、組合若しくは農事組合法人の役員、清算人若しくは第三十七条の二第二項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第九十七条の四第一項において準用する会社法の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

二 第九十七条の四第一項において準用する会社法の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

三 第九十七条の四第一項において準用する会社法の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

四 第九十七条の四第一項において準用する会社法の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

五 第九十七条の四第一項において準用する会社法の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

六 第九十七条の四第一項において準用する会社法の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

七 第九十七条の四第一項において準用する会社法の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

八 第九十七条の四第一項において準用する会社法の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

九 第九十七条の四第一項において準用する会社法の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

十 第九十七条の四第一項において準用する会社法の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

十一 第九十七条の五第一項の規定に違反したとき。

十二 第九十七条の五第一項、第十一条の六第二項、第十五条の五十六第二項、第十一条の六第二项、第十七条の二第一項（第五十四条の四第四項、第五十四条の五第三項、第六十四条の三第二項、第七十条第二項及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定

三 第十一条第一項又は第十二条の十一の規定に違反したとき。

四 第十一条第四項、第十二条の十七第四項、第十二条の四十二第四項、第十二条の四十八第四項、第十二条の五第一項（第五十四条の四第四項、第五十四条の五第三項、第六十四条の三第二項、第七十条第二項及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して通知をしたとき。

五 第十二条の五第一項（第七十二条の九において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

六 第九十二条の八第一項において準用する銀

十五第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十六 第十一条の六十二第一項若しくは第十二条の六十三第一項の規定、第七十二条の三において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第七十二条の四十第一項若しくは第十七条の四十二第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十七 第十一条の六十二第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

十八 第十一条の六十二第三項の規定に違反したとき。

十九 第十一条の六十四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の第十二条の六十五第一項に規定する特定事業会社の六十五第一項に規定する特定事業会社を子会社としたとき。

二十 第十一条の六十五第一項若しくは第二項たゞし書（第十一条の六十七第二項及び第十二条の六十九第二項において準用する場合を含む）、第十一条の六十七第一項又は第十二条の六十九第一項の規定に違反したとき。

二十一 第十一条の六十五第三項又は第五項（これらの規定を第十一条の六十七第二項及び第十二条の六十九第二項において準用する場合に該当する子会社としたとき）。

二十二 第十一条の六十六第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十三 第十一条の六十六第四項の規定により反したとき。

二十四 第十一条の六十七第一項若しくは第二項（これらの規定を第十一条の六十七第二項及び第十二条の六十九第二項において準用する場合に該当する子会社としたとき）。

二十五 第十一条の六十八第四項の規定による行政の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第五項において準用する第十二条の六十六第六项において準用する同条第四項の規定による行政の認可を受けないで第十一条の六十八第十二条各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十六 第十九条の規定に違反したとき。

二十七 第二十一条第二項後段（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条第八項、第三十八条第六項又は第四十三条第四項の規定に違反したとき。

二十八 第三十条第三項の規定に違反したとき。

二十九 第三十条第十四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

三十 第三十条第十五項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

三十一 第三十条の五第五項、第二項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）又は第七十二条の七第四項の規定に違反したとき。

三十二 第三十五条の五第二項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定又は第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による会社（経営管理委員会設置組合に該当する場合は保有したとき）、第十一条第一項第三号の規定を第十三条第五項及び第七十二条の三において準用する同条第四項の規定による行 政の認可を受けないで同条第一項各号に掲

げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限り、又は第十二条の三において準用する場合を含む。）に該当する子会社としたとき、又は第十二条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合連合会又はその子会社で定める会社を除く。以下この号において同じ。）に該当する子会社としたとき、又は第十二条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合連合会若しくはその子会社が第十二条の六十九号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）に該当する子会社としたとき、又は第十二条第一項に規定する同条第四項の規定による認可対象会社を子会社としたとき（同条第一項第九号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）に該当する会社を除く。以下この号において同じ。）に該当する会社としたとき、又は第十二条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合連合会又はその子会社が合算して第十二条の六十七第一項に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、第十一条第一項第三号の規定を第十三条第五項及び第七十二条の三において準用する同条第四項の規定による行 政の認可を受けないで同条第一項各号に掲

げた日から一年を超えて当該同号に掲げる会社の議決権を合算して第十一条の六十七第一項に規定する基準議決権数を超えて保有したことを見つかり。

二十四 第十一条の六十八第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十五 第十一条の六十八第四項の規定による行政の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第五項において準用する第十二条の二第一項の規定又は第七十三条第四項において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三十六 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

三十七 第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三十八 第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

三十九 第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

四十 第四十三条の二、第四十三条の三第二項若しくは第四十三条の四第二項（これらの規定を第十三条第五項及び第七十二条の三において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による会社（経営管理委員会設置組合に該当する場合は保有したとき）、第十一条第一項第三号の規定を第十三条第五項及び第七十二条の三において準用する同条第四項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

四十一 第四十六条の二（第五十八条第七項及び第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

四十二 第四十九条第二項又は第五十条第二項（これららの規定を第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四条の五第三項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条第四項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第七十条の三第五項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、信用事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは譲り受け、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、非出資組合若しくは非出資農事組合法人に移行し、合併をし、第七十条第一項の規定による権利義務の承継をし、又は新設分割をしたとき。

四十三 第五十条の二第七項（第五十条の第四五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十四 第五十一条の三第二項又は第六十五条の二第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

四十五 第五十一条の三第二項又は第六十五条の三第五項若しくは第六項（これらの規定を第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

四十六 第五十四条第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四十七 第七十二条の三において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第七十二条の四第二第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四十八 第七十二条の三において準用する会社法第五百二条の規定又は第七十三条第四項において準用する同法第五百二条本文の規定に違反して組合又は農事組合法人の財産を分配したとき。

四十九 清算の結了を遅延させる目的で、第七十二条の三において準用する会社法第四百九十五条第一項の期間又は第七十二条の四十第一項の期間内に貸し、又は第七十二条の四十第一項の期間を不正に定めたとき。

五十 第七十二条の三において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十二条の四十第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

五一 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

五十二 準用銀行法第五十二条の四十九若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

五十三 準用銀行法第五十二条の五十五又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。

五十四 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

五十五 第九十七条の三第一項の規定により付した条件（第十二条の十二、第十二条の六十六第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第十二条の六十八第四項（同条第五項において読み替えて準用する第十二条の六十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

五十六 第九十七条の四第五項において準用する会社法第九百四十五条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

共済調査人が、第十二条の五十八第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の五第五項において準用する同法第三百八十二条第三項の規定又は第三十七条の三第一项において準用する同法第三百九十六条第三項

の規定による調査を妨げたときも、第二項と同様とする。

第二百二条 次に掲げる場合には、共済代理店は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百三条の規定に違反して、帳簿書類を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をされを保存しなかつたとき。

二 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

三 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百六条又は第三百七条第一項の規定による命令に違反したとき。

第五百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項又は第七十二条の五第一項の規定に違反した者

の規定による調査を妨げたときも、第二項と同様とする。

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項又は第七十二条の五第一項の規定に違反した者

二 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反した者

三 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定信用事業等紛争解決機関又は指定共済事業等紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

の規定による調査を妨げたときも、第二項と同様とする。

第二百四条 第九十九条の九第一号の罪に犯して没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容について、同法第四条第六項の規定を準用する。

附 则 （昭和三一年六月一二日法律第一号）抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 则 （昭和三三年三月二七日法律第一号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 则 （昭和三七年五月一一日法律第一号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 则 （昭和三八年七月九日法律第一号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 则 （昭和三九年四月一日）抄

この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三九年四月一日）から施行する。

る。は、この法律の施行後も、なお従前の例によ

この法律の施行の際現に存する組合の清算人で旧法第七十条の承認を得たものについての新法第七十二条第二項の規定の適用については、同項中「前項の承認を得た後」とあるのは、
〔農業協同組合法〕一部を改正する法律(立法院)

一鹿医同組合法の一部を改正する法律(平成四年法律第五十六号)の施行後最初に到来する決算期に関する通常総会の終了後」とする。この法律の施行の際際に存する組合の清算人等の去職の施行後二箇月以内に別表一から本章用に

てこの法律の施行後は最初に至るまで計算其に関する通常総会の終了前に就職したものについての新法第七十二条の一において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号) 第四百八十九条

の規定の適用については、同条中「其ノ就職の日」とあるのは、「農業協同組合法」の一部を改正する法律（平成四年法律第五十六号）施行後行正する法律（平成四年法律第五十六号）施行後行

了シタル日」とする。この法律の施行前にした行為及び附則第三項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。
附則第二項から前項までに定めるもののは
か、この法律の施行に關し必要な経過措置は、
政令で定める。

附 則
（平成四年六月二六日法律第八七号）抄

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

改正前の農業協同組合法（以下「旧農協法」という。）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下この条において「組合」という。）が、施行日から起

算して一年六月を超えない範囲内において、第九条の規定による改正後の農業協同組合法（以下「新農協法」という。）第十一第一条第一項の規定により同項の承認を受けるまでの間は、当該

組合の同項に規定する信用事業規程に係る事項並びに当該組合が行う旧農協法第十一条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項の事業については、なお従前の例による。

附則（平成八年六月二一日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
(施行期日)

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)
第七条 第八条の規定による改正後の農業協同組合法第九十四条の二第三項の規定は、平成十年四月一日以後に同条第一項又は第二項の規定

四月一日以後に同様第一工事に第二工事の実施による命令（改善計画の提出を求める）ことを含む。）を場合に適用する。

第十二条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用に

ついでには、なほ従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

は、政令で定める。
附 則（平成八年一二月二六日法律第一九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一日を経過した日から施行する。ただし、第二条の規定は平成十年四月一日から、第三条の規定は平成十三年四月一日から施行する。

(第一条の規定による農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

概法（概要）第三十三条第四項（新規の法律）第三十九条第二項、第七十二条の二の二、第七十三条第一項及び第七十三条の二十において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行による後（以下「施行日」といふ）は、新規の法律

2 行の日以後にされる記載、登記又は公告について適用し、同日前にされた記載、登記又は公告については、なほ従前の例による。

条の二第四項 第五十条の三第四項、第六十五条第四項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に議決される出資一口の金額の減少、信

旨を行政庁（新農協法第九十九条第一項に規定する行政庁をいう。以下この条及び附則第百六十六条及び第一百七十七条において同じ。）に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過するまでの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合等が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合等は、同日の翌日において新農協法第十一條の三第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 新農協法第十一條の三第二項の規定は、この法律の施行の際現に同条第一項に規定する同一人にに対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいいう。）を超えている農業協同組合等及び当該農業協同組合等の子会社等（同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該農業協同組合等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過するまでの間は、適用しない。

3 第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第一項後段中「新農協法第十一條の三第一項ただし書」とあるのは、「新農協法第十一條の三第二項後段における準用する同条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の農業協同組合は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の信用事業会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

3 この法律の施行の際現に新農協法第十一条第一項第二号の事業を行う農業協同組合が新農協法第十二条の十六第一項第二号に掲げる会社を子会社としている場合には、当該農業協同組合会は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした農業協同組合会は、当該届出に係る会社を子会社とすることにつき、施行日において新農協法第十二条の十六第三項の認可を受けたものとみなす。

5 新農協法第十二条の十七第一項の規定は、この法律の施行の際現に信用事業会社である国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。）の株式等（新農協法第十二条の二第二項に規定する株式等をいう。以下この項及び次条第六項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新農協法第十二条の十七第一項に規定する其の基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している農業協同組合又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該農業協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該農業協同組合又はその子会社が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

なつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

3 施行日前に、第十七条の規定による改正前の農業協同組合法（以下「旧農協法」という。）第十五条の十六第一項の規定により主務大臣がした認可、当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請は、新農協法第十五条の十八第三項の規定により行政庁がした認可、当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請とみなす。

4 この法律の施行の際現に新農協法第十一条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会が新農協法第十五条の十八第三項に規定する認可対象会社（当該農業協同組合連合会が旧農協法第十五条の十六第一項の認可を受けて株式を所有している会社を除く。次項において同じ。）を子会社としている場合には、当該農業協同組合連合会は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした農業協同組合連合会は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることにつき、施行日において新農協法第十五条の十八第三項の認可を受けたものとみなす。

6 新農協法第十五条の十九第一項の規定は、この法律の施行の際に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。）の株式等を合算してその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している農業協同組合連合会又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該農業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該農業協同組合連合会又はその子会社が同日において同条第二項において準用する新農協法第十五条の十七第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、新農協法第十五条の十九の規定を適用する。

第一百八十二条 新農協法第五十四条の二の規定は、農業協同組合等の平成十年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用する。

第三百十九条 新農協法第五十四条の三第一項から第三項までの規定は、農業協同組合等の平成十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、農業協同組合等の同日に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。
(处分等の効力)

第一百八十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百八十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一百九十条 附則第二条から第一百四十六条まで、第一百五十三条、第一百六十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一百九十二条 政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度の実施状況、保険会社の經營の健全性の状況等にかかるみ必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第

この条において「廻分序」という。)に施行前に行政不服審査法に規定する上級行政庁下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該廻分序に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該廻分序の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該廻分序の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること(他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する觀点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

この条において「処分庁」という。に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第二項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに附則第六条中農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第三項及び第二十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第三項及び第四十条ノ二第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法（昭和二十四年法律第二百三十二号）第五十二条第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八百八十三号）第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第二十二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七百一十七条号）第四十二条第一項の改正規定、附則第七百一十六条中信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十条第一項の改正規定、附則第二十三条中銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第二十六条の規定、附則第二十七条中保険業法（平成七年法律第五号）第十五条第一項を加える改正規定、同法第五十五条第二項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第一百二十二条の二第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第一百五十五条第二項、第一百十八条第一項、第一百十九条及び第一百九十九条の改正規定並びに同法附则第五十九条第二項及び附則第九条第二項を削る改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第一百五十五条第二項、第一百八十八条第一項、第一百九十九条及び第一百九十九条の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百号）第一百一条第一項及び第一百二条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日) **附 則(平成二年二月二二日法律第七百六〇号)**抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)。

二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定(平成十二年七月一日)。

附 則(平成二年五月一九日法律第七百六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成二年五月三一日法律第九号六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則(平成二年五月三一日法律第九号六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第四十九条 この法律(附則第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

七号 則 (平成二年五月三日法律第九)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
(農業協同組合法の一部改正)

第三十三条

2 前項の規定による改正後の農業協同組合法第十条第十二項の規定の適用については、旧特定目的会社並びに旧特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債は、それぞれ新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社並びに特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債とみなす。

(処分等の効力)

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続きその他の行為であつて、改正後のそれが法律の規定に相当の規定があるものとは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一三年六月二七日法律第七五号) 抄
(施行期日等)**

(その他の経過措置の政令への委任)
第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八号) 抄

(施行期日) 平成一三年六月二九日法律第九

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第四条中農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第三項の改正規定(第三十条第三項及び第九項並びに第三十条の二第四項)を「第三十条第四項及び第十項並びに第三十条の二第五項」に改める部分に限る)、附則第十二条から第十五条までの規定及び附則第三十三条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第三十六条第二項の改正規定 平成十五年四月一日

(第一条の規定による農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正後の農業協同組合法(以下この条から附則第十一条までにおいて「新農協法」という)第十一条第三項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更又は新農協法第四十四条第二項若しくは第七十三条の三十三第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更について行われた第一条の規定による改正前の農業協同組合法(以下この項及び附則第七条第二項において「旧農協法」という)第十七条第三項の承認又は旧農協法第四十四条第二項若しくは第七十三条の十七第二項の認可の申請は、それぞれ新農協法第十一条第四項又は新農協法第四十四条第四項若しくは第七十三条の三十三第三項の届出とみなす。

この法律の施行に行われた前項に規定する信用事業規程又は定款の変更(同項に規定する申請が行われたものを除く)は、新農協法第十四条第四項又は第七十三条の三十三第三項の届出とみなす。

2 この法律の施行前に規定するものほか、この法律の施行に行われた前項に規定する

条の三十三第三項の規定の適用については、この法律の施行の日に行われたものとみなす。

第三条 新農協法第十一条の三第二項の規定は、この法律の施行の際現に同条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(同項に規定する信託の供与等をいう。以下この項において同じ。)を超えている新農協法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び当該農業協同組合の子会社等をいう。

当該農業協同組合の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合がこの法律の施行の日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新農協法第十九条第一項に規定する行政庁をいう。以下この項において同じ。)に届け出たときは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合及び当該農業協同組合の子会社等又は当該農業協同組合の子会社等が合算して該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において、当該農業協同組合が同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合は、同日の翌日において新農協法第十二条の三第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

第二条 この法律の施行により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三条 この法律の施行の際現に存する農業協同組合については、新農協法第十一条の三の三の規定は、平成十四年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

第四条 この法律の施行の際現に存する農業協同組合については、新農協法第十一条の三の三の規定は、平成十四年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

第五条 新農協法第四十八条の二(新農協法第七十条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に議決される組合については、新農協法第十一条の三の三の規定は、平成十四年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

第六条 新農協法第五十条の二第一項から第三項まで及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に議決される信用事業(新農協法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。)の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

第六条 新農協法第五十条の二第一項から第三項まで及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に議決される信用事業(新農協法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。)の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

第七条 新農協法第五十一条第一項から第六項まで(これらの規定を新農協法第七十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定は、この法律の施行の日以後に議決される信用事業をいう。以下この条において同じ。)の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

第八条 新農協法第五十一条第一項から第六項まで(これらの規定を新農協法第七十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定は、この法律の施行の日以後に議決される信用事業をいう。以下この条において同じ。)の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

第九条 新農協法第五十四条の三第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類について准用する前例による。

第十条 新農協法第六十条(新農協法第四十四条第三項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に申請された新農協法第四十四条第二項、第五十九条第一項及び第六十五条第二項の認可について適用し、同日前に申請されたこれらの規定による認可については、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行の際現に存する農業協同組合中央会の代議員については、新農協法第七十三条の四十第四項(新農協法第七十三条の四十一第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可については、なお従前の例によ

(第二条の規定による農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第二条の規定の施行の際現に存する農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「組合」という。)については、第二条の規定による改正後の農業協同組合法(以下この条から附則第十五条までにおいて「新農協法」という。)

第十三条 第二条の規定の施行の際現に存する農業協同組合連合会については、新農協法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員会の終了の時までは、適用しない。

第十四条 第二条の規定の施行の際現に存する組合の理事、監事又は参考については、新農協法第三十二条の二第一項の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会(新農協法第三十条の二第四項の組合の理事にあっては、経営管理委員会。以下この条において同じ。)の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第十五条 第二条の規定の施行の際現に存する農業協同組合連合会(新農協法第十条第一項第三号の事業を行ふものを除く。)については、新農協法第三十七条の二第一項の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第十六条 附則第一号(罰則に関する経過措置)の規定は、この法律(附則第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 附則第一号(罰則に関する経過措置)の規定は、この法律(附則第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 附則第一号(罰則に関する経過措置)の規定は、この法律(附則第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 附則第一号(罰則に関する経過措置)の規定は、この法律(附則第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十条 政府は、この法律による改正後の規定の実施途とて、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度の在り方、組合の事業運営の在り方等について

する法律第一百条の十六第一項の訴えの提起があつた場合、第十八条の規定による改正前の金融先物取引法第三十三条の十八第一項の訴えの提起があつた場合、第十九条の規定による改正前の中間法人法第八十四条第一項の訴えの提起があつた場合又は第二十三条の規定による改正前の中間法人法第二十二条第一項、第三十八条第二項若しくは第三項、第七十九条第一項、第九十五条第一項若しくは第一百二十五条第一項の訴えの提起があつた場合における公告については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一六年六月九日法律第八八号）抄

（施行期日）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第三十三条の三、第六十四条の二第一項第二号及び第六十四条の七第五項の改正規定（同法第六十五条の二第五項の改正規定（及び第七号）を「第七号及び第十二号」に改める部分に限る。）並びに同法第一百四十四条、第一百六十三条第二項並びに第二百七条第一項第一号及び第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律（以下この条において「外国証券業者法」と

いう。第三十六条第二項の改正規定、第四条
中投資信託及び投資法人に関する法律（以
下この条において「投資顧問業法」という。）
第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に
係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下
この条において「投資顧問業法」という。）
第二十九条の八第六項第一号に次のように加
えられる改正規定並びに第十四条から第十九条ま
での規定。この法律の公布の日

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定については、当該規定。以下この条において
同じ。）の施行前にした行為及び附則第三条
の規定によりなお従前の例によることとされる
場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十三条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

（検討）

第二十四条 政府は、この法律の施行後五年を経
過した場合において、この法律による改正後の
規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案す
し、この法律による改正後の金融諸制度につい
て検討を加え、必要があると認めるときは、そ
の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
る。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一〇七号）抄

（施行期日）

2 潜規程の変更について行われた前項に規定する
共済規程の変更（同項に規定する申請が行われたもの）を除く。）は、新農協法第十二条の七第四項の規定の適用については、施行日に行われたものとみなす。

第四条 新農協法第十一条の九の規定は、施行日以後に新農協法第十条第一項第十号の事業を行ふ組合が受けた共済契約の申込み又は施行日以後に締結される共済契約（施行日前にその申込みを受けたものを除く。）について適用する。

第五条 新農協法第十一条の十三の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条の責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧農協法第十二条の五の責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する旧農協法第十二条の五の責任準備金及び前項の規定によりなされたものとされる場合における同条の規定は、新農協法第十二条の十三の責任準備金として積み立てられたものとみなす。

第六条 新農協法第十一条の十四の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条の支払準備金の積立てについて適用する。

第七条 新農協法第十一条の十五の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

2 この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行ふ組合が、新農協法第十二条の十五第一項に規定する特定資産（同号の事業を行う農業協同組合にあつては、旧農協法第十二条の六の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するものに限る。）の新農協法第十一条の十五第二項に規定する売買等による損失の額が同項に規定する売買等による利益の額を超える場合にその差額のてん補充するための準備金を積み立てている場合は、当該準備金は、同条第一項の価格変動準備金として積み立てられたものとみなす。

第八条 新農協法第十一条の十六の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する契約者割戻しを行う場合について適用する。

第九条 この法律の施行の際現に新農協法第十九条第一項第十号の事業を行う組合が、新農協法第十九条第一項第十号の事業を行つたとき又は其済事業会社以外の子会社となつたときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第十一条 新農協法第十二条の二十の規定は、この法律の施行の際現に新農協法第十二条第一項第十号の事業を行う組合については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第十二条 新農協法第十二条の四十五第五項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の共済事業会社（新農協法第十二条の七第二項に規定する共済事業に相当する事業を行い、又は同項に規定する共済事業に相当する事業に從属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）を子会社（新農協法第十二条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としている新農協法第十二条の四十五第五項の規定による。

第二項 第二項第一号又は第三号に掲げる農業協同組合の当該共済事業会社については、当該農業協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁（新農協法第九十八条第一項に規定する行政庁をいう。以下同じ。）に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三項 前項の農業協同組合は、同項の届出に係る新農協法第十二条の四十五第一項に規定する子会社である国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。）の議決権（新農協法第十二条の二第二項に規定する議決権をいう。以下この条及び附則第十五条において同じ。）を合算してその基準議決権数（新農協法第十二条の四十六第一項

に規定する基準議決権数をいう。)を超えて有している新農協法第十一条の四十五第二項第一号若しくは第三号に掲げる農業協同組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該農業協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該農業協同組合又はその子会社が同日において新農協法第十一条の四十六第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

第十四条 新農協法第十一条の四十九第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としている新農協法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の当該会社については、当該農業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

前項の農業協同組合連合会は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が認可対象会社(新農協法第十一条の四十九第四項に規定する認可対象会社をいう。次項において同じ。)を子会社としている場合には、当該農業協同組合連合会は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出なければならない。

前項の規定による届出をした農業協同組合連合会は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることにつき、施行日において新農協法第十一条の四十九第四項の認可を受けたものとみなす。

号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該農業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該農業協同組合連合会又はその子会社が同日において新農協法第十二条の五十第二項において準用する新農協法第十三条の四十六第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、新農協法第十一条の五十の規定を適用する。

第十六条 新農協法第二十一条、第二十三条规定項、第二十四条及び第二十六条の規定は、施行日の属する事業年度の次の事業年度以後における組合員の脱退について適用し、施行日の属する事業年度以前における組合員の脱退については、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行の際現に新農協法第十三条第一項第十号の事業を行う組合（同項第三号の事業を併せ行う農業協同組合を除く。）については、新農協法第三十条第十二項及び第十三項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第十八条 新農協法第三十六条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る監査報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。

第十九条 この法律の施行の際現に存する組合については、新農協法第三十七条の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第二十条 新農協法第五十条の三及び第六十五条の二の規定は、施行日以後に締結される合併契約又は事業譲渡契約に係る合併又は信用事業の譲渡若しくは譲受けについて適用する。

第二十一条 新農協法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益準備金の積立てから適用し、施行日前に開始した事業年度に係る利益準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する組合については、新農協法第五十一条第二項の規定は、施行

第二十二条 この法律の施行の際現に存する組合（新農協法第十一条第一項第三号の事業を行つたものを除く。）については、新農協法第五十四条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用する。

第二十三条 この法律の施行の際現に新農協法第十一条第一項第十号の事業を行う組合について（新農協法第五十五条の三第一項から第三項までの規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日以前に開始した事業年度に係る説明書類についてはなお従前の例による。

第二十四条 全国農業協同組合中央会は、この法律の施行前においても、新農協法第七十三条の二十三の二の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針（次項において「基本方針」という。）を定め、これを公表することができる。

第二十五条 前項の規定により定められた基本方針は、施行日において新農協法第七十三条の二十三の二の規定により定められたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。（政令への委任）

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一二四号抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一四七号抄）
（施行期日）

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一五〇号抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

行する。

(内閣府令等への委任)

附則の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令又は主務省令で定め る。

(行政庁等)

政令への委任)
二十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一七年六月一〇日法律第五
三号)
抄
施行期日)

第十七条 この法律の施行の際現に新農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業（以下この条において「特定信用事業代理業」という。）を行つてゐる者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に新農業協同組合は農業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。）の施行日以後にする取引又は行為について適用し、組合の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第十八条 新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十
三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以
後に行われる新農業協同組合法第九十二条の二
第二項に規定する行為について適用する。

掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
一 この法律の公布の際現に特定保険業を行つてゐた民法第三十四条の規定により設立された法人 移行登記をした日の前日において整備法第九十五条の規定によりなお前述の例により当該法人の業務の監督を行つていた行政機関（同日以前にあつては、同条の規定によつて前項によつては、同条の規定によつて）

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則（平成一七年一〇月二一日法律第八〇二号）抄
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措

同組合法第九十二条の二第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定信用事業代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新農業協同組合法第九十二条の二第一項の規定にかかわらず、引き続きた定信用事業代理業を行うことができる。その

新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する所属組合（新農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。）の事業年度に係る新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備そのための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定及び同法附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十七六十九条第十二項、第六十六条第一項、第六十七六十九条第十三項、第六十六条第三項は、都女民當乙者が第十一三項第二項の規定は、都女民當乙

2

者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により引き続き特定信用事業代理業を行う場合においては、その者を特定信用事業代理業者（新農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次条第二項において同じ。）とみなして、新農業協同組合法第十一条の二の三、第九十二

一項、新水産業協同組合法第二百二十二条の二第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新農業協同組合法第九十二条の四第一項、新水産業協同組合法第二百二十二条の四第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十七の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万元以下の罰金

(林蔭の委任)
第三十六条 内閣総理大臣は、この附則及びこの

附 則（平成七年一月二日法律第一〇六号）抄

条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の

3 に処する
　　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、

2 この附則及びこの附則において読み替えて準
る。

下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五十八から第五十一条の六十まで、第五十三条
第四項及び第五十六条（第一号に係る部分に
限る。）の規定並びにこれらの規定に係る新農
業協同組合法第六章の規定を適用する。この場

4 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

3 第一項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）
第十六条 第七条の規定による改正後の農業協同組合法（以下「新農業協同組合法」という。）
にて政令で定める日

五十六第一項中「次の各号のいすれか」とあるのは、「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは、「特定信用事業代理業の廃止を命じ」とする。

為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

「第一百五条の三」に改める部分に限る。)、同法第九十九条第八項の改正規定、同法第二編第三章中第一百五条の次に「一条を加える改正規定、同法第一百九十九条の改正規定、同法第二百四十四条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一条を加える改正規定、同法第一百九十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定(第三十七条の五、第三十七条の六)を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。)及び同法第九十五条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第十二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定(第十九条)を「第十九条の二」に改める部分に限る。)及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(罰則の適用に関する経過措置))

「関」という。)の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、前項に定める事項のほか、この法律による改正後の施行後五年以内に、この法律による規定期の実施状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二二年一月一九日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条

この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前各項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第二百四十九条の二第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十一号の三の次に三号を加える改正規定、同法第二百九十八条及び第一百七十七条第一項第三号の改正規定並びに同項第六号の改正規定（「第二百九十八条（第五号及び第八号を除く。）」を「第二百九十八条第四号の二」に改める部分に限る。）、第六条中投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十八条の改正規定並びに附則第三十条及び第三十一条の規定）公布の日から起算して二十日を経過した日

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 第三条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「新農協法」という。）第十二条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるものの（以下この条において「特定リース事業」という。）を行つている農業協同組合の当該特定リース事業に係る信用事業規程（新農協法第二十一条第一項の信用事業規程をいう。）の記載事項及び変更について、施行日から起算して一年を経過するまでの間は、適用しない。

この法律の施行の際現に特定リース事業を行つている農業協同組合の当該特定リース事業に係る会計については、新農協法第十一条の六の規定は、施行日から起算して二年を経過する日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七号)

この法律は、公布の日から起算して一十年を経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一十年を経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中保険業法第一百六条の改正規定、同法第一百七条の改正規定、同法第一百二十七条第一項の改正規定、同法第一百三十五条第三項の改正規定、同法第一百三十八条の改正規定、同法第一百七十三条の四第二項第二号ロの改正規定、同法第一百七十三条の五の改正規定、同法第二百十条第一項の改正規定、同法第一百七十条の四第九項の改正規定(「(第一百四十条)を「(次条第一項、第一百四十五条第一項)に改める部分及び「(第一百三十九条第二項)を「(第一百三十九条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「(第一百三十五条第一項)であるのは「(第二百七十条の四第八項」と、第二百三十九条第二項)に改める部分に限る。」)、同法第二百七十二条の二十一第一項の改正規定、同法第二百七十二条の二十二第一項の改正規定、同法第三百十一条の三第一項第二号の改正規定、同法第三百三十三条第一項第三十三号及び第四十六号の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定(「(第一百三十八条)を「(第一百三十七条)に改める部分を除第五項及び第一百三十八条)に改める部分を除

(政令への委任)
第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（平成二四年九月一二日法律第八号）** **抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十二条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

則第三十三条の二第一項の改正規定、同法附則第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の二並びに第三十六条第一項及び第二項の改正規定、第三条の規定並びに次条第一項及び第三項、附則第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第八条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第三百二条の改正規定に限る。）並びに第九条から第十三条までの規定を公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）

く。）、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項の表第百条の二の項を次のように改める部分を除く。）、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定（新保険業法第二編第七章第一節）を「保険業法第二編第七章第一節」に改める部分及び「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改める部分に限る。）、同項の表第百三十七条第五項の項の次に次のように加える改正規定、同表第三百三十三条第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号の項の改正規定、同条第十二項から第十五項まで、第十七項から第十九項ままで及び第二十一項の改正規定、同法附則第四条の二の表第三百条第一項第八号の項の改正規定、司法附則第十五条の改正規定、司法附

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

**（施行期日）
四号抄** 附 則（平成二五年六月一四日法律第四
第十一条 阿貝第二条から第五条まで及て前条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定
公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十三条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

(政令への委任)

三 第二条の規定、第四条中農業協同組合法第十一條の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一條の十一第一項及び第三項並びに第一百二十二条第二項の改正規定、第九条の規定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第三項、第二十四条第二項、第五十二条の十二第一項及び第二項並びに第五十二条の三十一第一項の改正規定、第十六条中保険業法第一百二十八条第二項、第二百条第一項、第二百一条第二項、第二百二十六条第二項、第二百七十七条の二十七第一項、第二百七十二条の二十二第二項及び第二百七十二条の四十二第二項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十一条中信託業法第四十二条第三項及び第五十八条第二項の改正規定並びに附則第七条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第四条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「新農協法」とい

五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一
中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を
加える改正規定、第八条の規定（投資信託及
び投資法人に関する法律第二百五十二条の改
正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十
三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一
項を加える改正規定及び同法第五十二条の二
十二第四項中「前三項」を「前各項」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次
に一項を加える改正規定、第十五条の規定、
第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中
第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加
える改正規定、第二十一条中信託業法第九十
一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八
条第一項の改正規定、第二十二条の規定並び
に附則第三十条（株式会社地域経済活性化支
援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第
二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十
一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援
機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十
七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二
条、第三十六条及び第三十七条の規定 公布
の日から起算して二十日を経過した日

新農協法第二条の四第二項の規定に依る
第一項第三号に掲げる規定の実際現に同一
人に対する信用の供与等の額が合算して合算信
用供与等限度額（同項に規定する合算信用供与
等限度額をいう。以下この項において同じ。）
を超えている農業協同組合等及び当該農業協同
組合等の子会社等（新農協法第十二条の四第二
項に規定する子会社等をいう。以下この項にお
いて同じ。）又は当該農業協同組合等の子会社
等の当該同一人に対する信用の供与等について
は、当該農業協同組合等が第三号施行日から起
算して三月を経過する日までにその旨を行政庁
に届け出たときは、第三号施行日から起算して
一年を経過する日までの間は、適用しない。こ
の場合において、当該農業協同組合等が、当該
農業協同組合等及び当該農業協同組合等の子会
社等又は当該農業協同組合等の子会社等が当該
同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与
等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこ
ととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支

う。) 第十一条の四第一項の規定は、附則第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人(同項に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。)の額が信用供与等限度額(同項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。)を超えている新農協法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条において「農業協同組合等」という。)の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新農協法第九十八条第一項に規定する行政庁をいう。以下この条において同じ。)に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合等が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他、やむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合等は、同日の翌日において新農協法第十四条の四第一項ただし書の規定による承認を受けたもののみなす。

(理事及び経営管理委員に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する農業協同組合については、新農協法第三十条第十二項及び第十三項(これらの規定を新農協法第三十条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

この法律の施行の際現に存する新農協法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合については、同条第七項の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される経営管理委員会の終了の時までは、適用しない。

(会計監査人の設置等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「組合」という。)については、新農協法第三十六条第六項及び第七項並びに第三十七条の二第一項、第三項及び第四項の規定は、施行日から起算して三年を経過した日から適用し、同日前は、なお従前の例による。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する出資組合以外の出資組合」とあるのは、「出資組合」とする。

出資組合(組員又は会員に出資をさせる組合をいう。以下この項において同じ。)が前項の規定により読み替えて適用する新農協法第三十七条の二第二項の規定により会計監査人を置いた場合においては、当該出資組合については、前項の規定にかかわらず、当該会計監査人を置いた時から、新農協法第三十六条第六項及び第七項並びに第三十七条の二第一項、第三項及び第四項の規定を適用する。

(出資一口の金額の減少等に関する経過措置)

第八条 新農協法第四十九条第一項及び第二項(これらの規定を新農協法第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項(新農協法第七十条第一項(新農協法第七十条第二項及び第七十三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七十七条第二項及び第七十三条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に決議される出資一口の金額の減少、信用事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け、共済事業の全部若しくは一

部の譲渡、共済事業に係る財産の移転、合併、権利義務の承継又は組織変更（以下この条において「出資一口の金額の減少等」という。）について適用し、施行日前に議決された出資一口の金額の減少等については、なお従前の例による。

（旧農業協同組合中央会の存続）

第十一条 旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会であつてこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後も、旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会としてなお存続するものとする。

（存続中央会に係る旧農協法の効力）

第十二条 前条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会（以下「存続中央会」という。）については、旧農協法（第七十三条の三、四十七、第七十三条の二十一、第七十三条の三、十四第三項及び第五項、第七十三条の四十一）、第三章第五節並びに第七十三条の四十八第一項を除く。）の規定は、存続中央会が解散した場合又は附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算結了の登記の時、附則第十二条又は第二十一条の規定により組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

（存続中央会の解散の届出）

第十三条 存続中央会は、前条の規定によりなお存続するものとされた旧農協法第七十三条の四十八第一項第一号に掲げる事由によつて解散した場合には、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）

第十四条 附則第九条の規定によりなお存続するものとされた都道府県農業協同組合中央会（以下「存続都道府県中央会」という。）は、施行日から起算して三年六月を経過する日までの期間（以下「移行期間」という。）内に、その組織を変更し、農業協同組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）になることができる。

第十五条 存続都道府県中央会は、前条の規定による組織変更（以下この条から附則第二十条までにおいて「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならぬ。

2 前項の決議をする場合には、旧農協法第七十三条の四十三第二項の規定の例によらなければならぬ。

3 第一項の総会の招集に係る附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第七十三条の四十三第三項において準用する旧農協法第四十三条の六第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十日前」とあるのは「二週間前」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び組織変更計画の要領」とする。

4 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の農業協同組合連合会の新農協法第二十八条第一項第一号から第五号まで、第七号及び第十号から第十二号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の農業協同組合連合会の定款で定める事項

三 組織変更後の農業協同組合連合会の理事（新農協法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）及び監事の氏名

四 組織変更後の農業協同組合連合会の会員の名称及び住所

五 組織変更がその効力を生ずべき日

六 その他農林水産省令で定める事項

5 組織変更計画を定める場合には、前項第一号に掲げる事項のうち新農協法第二十八条第一項第一号に掲げる事項についての定めは、組織変更後の農業協同組合連合会が次に掲げる事業の全部又は一部を行うことを内容とするものでなければならない。

一 会員である組合の組織、事業及び經營に関する相談に応ずること。

二 会員である組合の求めに応じて監査を行うこと。

三 会員である組合の意見を代表すること。

四 会員である組合相互間の総合調整を行うこと。

五 前各号の事業に附帯する事業

6 前項の場合において、同項に規定する定めが同項第二号の事業（以下「監査事業」という。）を行ふことを内容とするものであるときは、監査の要領及びその実施方法を記載した監査規程を定めなければならない。

7 第四項第三号の理事（新農協法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、監査の要領及びその実施方法を記載した監査規程を定めなければならない。

第四十条第一項若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時理事の職務を行なうべき者を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

一 附則第十三条第一項、第二項(附則第二十一条、第三十五条及び第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。)、第三項(附則第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、第四項、第五項若しくは第六項、第二十二条、第三十三条又は第三十七条の規定に違反して附則第十三条第一項、第二十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十七条第一項に規定する組織変更の手続をしたとき。

二 附則第十三条第八項(附則第二十五条、第三十五条及び第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する新農協法第四十九条第二項に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 附則第十六条第一項(附則第二十五条、第三十五条及び第三十九条において準用する場合を含む。)の政令で定める登記をすることを怠ったとき。

四 附則第二十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第五十条 存続中央会又は農業協同組合連合会の役員又は清算人は、附則第十一条又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、五十万円以下の過料に処する。

第四十九条 農業協同組合連合会の役員又は参考その他の使用者が、監査事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は参考その他の使用者になくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

(全国農業協同組合中央会の監査から会計監査人の監査への移行に関する配慮等)

第五十条 政府は、旧農協法第三十七条の二第一項に規定する全国農業協同組合中央会の監査から新農協法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人の監査への円滑な移行を図るために、農林水産省、金融庁その他の関係行政機関、日本公認会計士協会及び全国農業協同組合中央会(存続全国中央会を含む。)による協議の場を設けるものとする。

(自主的な取組の促進及び検討)

第五十一条 政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役職員との徹底した議論並びに農地等の利用の徹底した議論を促すことにより、これらの項目に規定する農地等の利用の最適化の推進を行う。次項において同じ。)についての農業の担い手をはじめとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの計監査人の監査への移行に関し、次に掲げる事項について適切な配慮をするものとする。

一 全国農業協同組合中央会において組合に対する監査の業務に従事していた公認会計士そ

の他の者を社員とする監査法人をはじめ、公認会計士又は監査法人が、円滑に組合に対すみ替えて準用する場合を含む。)、第三項(附則第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、第四項、第五項若しくは第六項、第二十二条、第三十三条又は第三十七条の規定に違反して附則第十三条第一項、第二十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十七条第一項に規定する組織変更の手続をしたとき。

二 新農協法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合(次号において「会計監査人設置組合」という。)が会計監査人を確実に選任できること。

三 会計監査人設置組合の実質的な負担が増加することがないこと。

四 旧農協法第七十三条の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士(次号において「農業協同組合監査士」という。)に選任されていた者が組合に対する監査の業務に従事することができる。

五 農業協同組合監査士に選任されていた者であつて公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第三条に規定する公認会計士試験に合格した者であるものが、同法第十五条第一項に規定する業務補助等の期間及び同法第十六条第一項に規定する実務補習の受講に関し、農業協同組合監査士としての実務の経験等を考慮され、円滑に公認会計士となることができる。

六 政府は、旧農協法第三十七条の二第一項に規定する全国農業協同組合中央会の監査から新農協法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人の監査への円滑な移行を図るために、農林水産省、金融庁その他の関係行政機関、日本公認会計士協会及び全国農業協同組合中央会(存続全国中央会を含む。)による協議の場を設けるものとする。

(政府への委任)

第七十一条 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第七十二条 附則第二条から第八条まで及び前条において同じ。)の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過するまでの間、正組合員(新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同条第二項第一号の規定による会員をいう。)及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

第七十三条 附則第二条から第八条まで及び前条において同じ。)の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

第七十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第七十六条 附則(平成二七年九月二八日法律第七二号)抄

(施行期日)

第七十七条 附則(平成二九年五月二十四日法律第三七号)抄

(施行期日)

第七十八条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第七十九条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第八十条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第八十一条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第八十二条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第八十三条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第八十四条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第八十五条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第八十六条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第八十七条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第八十八条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第八十九条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第九十条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第九十一条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第九十二条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第九十三条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第九十四条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第九十五条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第九十六条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第九十七条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第九十八条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第九十九条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百一条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百二条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百三条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百四条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百五条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百六条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百七条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百八条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百九条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百十条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百十一条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百十二条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百十三条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百十四条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百十五条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百十六条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百十七条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百十八条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百十九条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百二十条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百二十一条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百二十二条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百二十三条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百二十四条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百二十五条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百二十六条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百二十七条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百二十八条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百二十九条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百三十条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百三十一条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百三十二条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百三十三条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百三十四条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百三十五条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百三十六条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百三十七条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百三十八条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百三十九条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百四十条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百四十一条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百四十二条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百四十三条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百四十四条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百四十五条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百四十六条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百四十七条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百四十八条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百四十九条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百五十条 附則(平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一百五十一条 附則

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二
三百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）
を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。)
、第二十一条中民間資金等の活用による公共施
設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第一項
二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中
保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定
定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する
法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一
条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機
構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第
七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及
び特定農水産業協同組合等による信用事業の再
編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項
の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五
条の規定 公布の日

二十号) 第百二十二条の十一において準用する商業登記法(一)と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百三十五条の十一において準用する商業登記法第百四十五条」に改める部分を除く。並びに同法第百四十五条第一項及び第百四十六条の改正規定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定(「第二十三条の二まで」を「第十九条の三まで」(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から)に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定(「第三百五十五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)、同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の改正規定(「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」と)の下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法(一)と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分を除く。)及び同法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定(「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。)、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十八条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条规定中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)並びに同法

と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条」と「を加える部分を除く。」及び同法第三百六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（「第三項を除く。」）を削る部分に限る。）、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定（「、同法第九百三十七条五十七条规定及び第六十七条から第六十九条までの酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と）を削る部分に限る。）、同法第三十九条、第五十六条第六項、第六十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十三条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一の改正規定の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（第十七条（第三項ヲ除ク）を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及第七十二条の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項

第一百七十二条

（署貞に問
第一百七十二条

二、第三百六十七条の規定

（一）第五十八条第一項の改正規定
（二）、第六十四条、第六十五条及

第百六十三条（銀行等の株式等の保有
限等に関する法律（平成十三年法律第

第百五十九条から第百六十二条ま

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第十六項の改正規定

（昭二二二三云建第六一七
に限る。）、第一百四十三条、第一百五十条

第一百三十九条（地価税法（平成三年第六十九号）第三十二条第五項の改正

（焼定を除く。）並びに附則第十四条から第三十七条まで、第二十条から第三十七条

項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）及び同法第五十四条第一項の

一条の規定（同条中法人税法第五十二

掲げる規定 令和四年四月一日

よで格 その名に拘る、井戸の
める日から施行する。

の法律は、令和二年四月一日から施行

(政令への委任)
第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十七条 (住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定の日(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものとの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の

公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月二六日法律第四六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十六条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の農業協同組合法第十一条の六十六第四項の規定による認可の申請は、従属業務(第二条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農業協同組合法」という。))の業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものであつては新農業協同組合法第十一条の六十六第二項第一号に規定する従属業務をいう。

第十一条 この法律の施行の際現に農業協同組合の経営による改正後の同法第十一条の五十第一項の規定により農業協同組合又は農業協同組合連合会が行つてゐる農業の経営は、第六条の規定による改正後の同法第十一条の五十第三項の規定による決議を経た農業の經營とみなす。

第四十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第四十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとき、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとき、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとき、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五十七条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第五十八条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第五十九条 (この附則に規定するもののほか、この法律の施行において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

第一号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行において政令で定める日から施行する。

第三号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行において政令で定める日から施行する。

第四号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行において政令で定める日から施行する。

第五号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行において政令で定める日から施行する。

第六号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行において政令で定める日から施行する。

第一条 (農業協同組合法の特例に関する経過措置)

第二十六条 (旧基盤強化法第二十八条第一項に規定する者についての農業協同組合法第十六条第一項に規定する准組員たる地位以外の組合員たる地位については、なお従前の例によることとする。)

第二十七条 (旧基盤強化法第二十八条第一項に規定する者についての農業協同組合法第十六条第一項に規定する准組員たる地位以外の組合員たる地位については、なお従前の例によることとする。)

第二十八条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 (農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 (附則 (令和五年一一月二九日法律第七号) 抄 (施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十六条 (附則 (令和五年一一月二九日法律第七号) 抄 (施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十七条 (附則 (令和五年一一月二九日法律第七号) 抄 (施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十八条 (附則 (令和五年一一月二九日法律第七号) 抄 (施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十九条 (附則 (令和五年一一月二九日法律第七号) 抄 (施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十条 (附則 (令和五年一一月二九日法律第七号) 抄 (施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十一条 (附則 (令和五年一一月二九日法律第七号) 抄 (施行期日))

第一条 (附則 (令和五年一一月二九日法律第七号) 抄 (施行期日))

中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第二項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第四项第一項、第七十二条第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一四八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四

四月一日
第一条中金融商品取引法第三十七条の三の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定、同法第三十七条の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第四十条の二第四項及び第五項の改正規定、同法第四十三条の五の改正規定（「交付する書面に記載する事項」を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る）、同法第七十九条第二項の改正規定（審判の）を「最初の審判手続の」に改める部分に限り（）の改正規定、同法第八十三条第二項の改正規定（審判手続開始決定書に記載され）を「審判手続開始決定記録に記録され」に改める部分を除く。）、同法第一百八十四条第一項、第一百八十五条の三第一項、第一百八十九条第二号の四並びに第二百五十二条第十二号及び第十三号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定並びに同法第二百八十八条第六号の改正規定、第三条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四十三条第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第一百四十七条第四号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定及び同法第三十一条第一項の改正規定、第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）、同法第二条第四項の改正規定を除く。）、水産業協同組合法第一百六条第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項の改正規定（「に対する誠実主義」を「の利益の保護のための体制整備」）を「の利益の保護のための体制整備」

備一に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていなければ、その場合は、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第六条及び第五十七条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)
第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月二二日法律第三二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十八条の規定 公布の日
二 第一条中金融商品取引法第二条第八項第十号イ及び第三十条第一項の改正規定、同法第三十一条に一項を加える改正規定、同法第一百五十六条の二の三第三号の改正規定(第三十三条第一項若しくは第三項)を「第三十一条第一項、第三項若しくは第七項」に改める部分に限る。)並びに附則第七十七条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第二十七条の二第一項及び第七項、第二十七条の三第二項並び

に第二十七条の九第三項の改正規定、同項を

同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二十七条の十三の見出し及び同条第二項の改正規定、同法第二十七条の十六、第二十七条の十九、第二十七条の二十第一項、第二十七条の二十二の二第九項から第十項まで、第二十七条の二十三第三項から第六項まで、第二十七条の三十の九第二項、第二百六十三条第一項、第二百六十六条第一項、第二百六十七条第一項及び第三項並びに第二百九十一項まで、第二百九十二条第一項、第二百九十三条第一項、第二百九十四条第一項及び第二百九十五条第一項並びに第二百七条第一項第二号及び第二百九十六条までの改正規定及び附則第十二条の二の改正規定、同法第二百七条の二の改正規定、同法第二百九十七条の二第二号を「第二百九十七条の二第二項第二号」に改める部分に限る。)並びに同法第二百九条の五から第二百九条の七までの改正規定並びに次条から附則第六条までの規定及び附則第十二条の規定(第二百九十七条の二第一号)を「第二百九十七条の二第一項第一号」に改める部分に限る。)の二の改正規定、同法第二百七条の二の改正規定、同法第二百九十八条の二第一項、第二百九十九条の二第一項第一号に改める部分に限る。)は、政令で定める日

(政令への委任)
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一四日法律第五二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十八条の規定 公布の日
二 第一条中金融商品取引法第二条第八項第十号イ及び第三十条第一項の改正規定、同法第三十一条に一項を加える改正規定、同法第一百五十六条の二の三第三号の改正規定(第三十三条第一項若しくは第三項)を「第三十一条第一項、第三項若しくは第七項」に改める部分に限る。)並びに附則第七十七条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。